

第六十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十五号

昭和四十四年六月二十四日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小宮山重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 小室 柳多君

理事 田澤 吉郎君

理事 福永 健司君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 武藤 山治君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席政府委員

警察庁刑事局保 海江田鶴造君

安部長 通商産業省重工業局長 吉光 久君

委員外の出席者

建設省道路局路政課長 小林 幸雄君

政課長 門 員 椎野 幸雄君

六月十九日

委員佐野進君辞任につき、その補欠として河上民雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員河上民雄君辞任につき、その補欠として佐

野進君が議長の名で委員に選任された。

同月二十日

委員丹羽喬四郎君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君が議長の名で委員に選任された。

同月二十四日

委員田中榮一君辞任につき、その補欠として田澤吉郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田澤吉郎君辞任につき、その補欠として田中榮一君が議長の名で委員に選任された。

六月十八日

特許法等の一部を改正する法律案の反対に関する請願(林百郎君紹介)(第八九七三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

輕機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

去る二十日の商工委員打合会の記録につきましては、本日の会議録に参照として掲載することといたしました存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

御報告申し上げます。

特許法等の一部を改正する法律案についての公述人の人選等につきましては、さきに委員長に御一任願っておりましたが、理事各位との協議により、次のとおり決定いたしました。

すなわち、公述人の方は、株式会社名機製作所取締役第二技術部長篠田三郎君、株式会社グレース代表取締役・日本発明婦人連盟副会長大橋次郎君、水沢化学工業株式会社取締役社長菅原勇次郎君、君島技術研究所社長・社團法人発明協会東京支部理事君嶋武彦君、弁理士中島信一君、三井経営経済研究所所長・経営評論家佐藤得二郎君、株式会社老安産業代表取締役佐藤好昭君、弁理士志賀武一君、日本商工会議所常務理事三輪包信君、全国発明コンクール受賞者連盟総務白石国彦君、吉村科学院長・技術士吉村昌光君、株式会社海光社取締役社長林寿君、以上十二名に決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○大久保委員長 内閣提出、参議院送付、輕機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案を議題といたします。

本案は、去る四月十五日提案理由の説明を聴取いたしましたとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 この法案は過ぐる三十九年五月の十三日に衆議院の商工委員会におきまして附帯決議がつけられておるわけでありましても、その第五項目に「期限内といえども速やかに本法を廃止するよう努めること。」という趣旨に基づいて今回廃止することになったわけでありましても、われわれといたしましては、もちろんこれに反対

する理由はないわけでありましても、ただ、問題点が若干ありますので、念のために伺っておきたいと思ふのでありますけれども、輕機械といえは、時計、カメラ、電子部品、トランジスタその他いろいろあるわけでありましても、ミシンと双眼鏡に限ってこの法案を出したというその理由について一応御説明をお願いしたいと思います。

○吉光政府委員 この法律の別表に、家庭用ミシンと双眼鏡が併記されておるわけでございますけれども、もともとこの輕機械という定義を下しましたのは、ミシンあるいは双眼鏡のように、アセンブル方式によりまして製品を製造してまいる、しかもそのアセンブリの中核になって事業をやっておるものが中小企業が多数である、そして同時にまたその製品が相当輸出市場で売られてい、そういう製品に着目したわけでございます。したがって、法制定当時におきましては、この家庭用ミシン、それから双眼鏡のほか、あるいはカメラでございますとか、あるいはトランジスタラジオでございますとか、その他の輕機械類についても検討が加えられたわけでございます。その後、法施行過程におきましてこれらの業界の態様につきましては、たとえばカメラにつきましては大企業だけが生産しておる、これはアセンブリとして生産しておるというふうな実態、あるいはまたトランジスタラジオにつきましても、相当部分が大企業によって生産されておる、輸出されておるというふうな現実の事態、この法が当初想定しておりましたような中小企業を主体とするアセンブリ業界の範疇からだんだんと離れていったというふうな現状に着目いたしまして、結局、法施行中現在に至るまで、現在の家庭用ミシン及び双眼鏡の二業種に限定せられて今日に至っておりますわけでございます。

○石川委員 それで輸出振興のための輸出振興事業協会、これはミシンと双眼鏡別々にできておるようでありませうけれども、それを登録制をし、あるいは調整命令で行なうというふうなことで、成立をいたしましてから五年、さらに延長して五年、合わせて十年の間に相当の成果をあげて、これなら廃止してもいいという見通しをつけることになったわけでありませうけれども、成立後十年間にどういうような効果、成果というものがあつたかという点について、簡単にでつこうでございますから御説明願いたいと思うのです。

○吉光政府委員 法施行後の成果の問題でございますけれども、まずミシンにつきましては、品質が非常に向上いたしまして、輸出検査の合格率が格段の向上を見られます。たとえて申し上げますと、直線縫いミシンの頭部につきまして、検査の不合格の率が、法施行当時の三十四年におきまして大体百分の三・〇六というふうなものであつたわけでございますけれども、昨今に至りましては、この四十四年の一月では一・四四、二月におきましては〇・一八、三月におきましては〇・二七、これは一例でございますけれども、というふうな相対検査の不合格率が少なくなつてまいっております。と申しますのは、逆に申し上げますと合格率が非常にふえておるわけでございます。これは結局、この制度の運用の成果によりまして検査制度その他の体制が内部で確立されたことの証左ではないかと考えるわけでございます。

また、双眼鏡におきましては、鏡体がダイキャスト化する、これが相当程度進展いたしておりますわけでございます。法施行当時におきまして、あるいは延長時でございます三十八年に二〇〇程度のダイキャスト製品のウェイトがあつたものが、四十三年に至りますと九六％はダイキャスト製品のほうに転化しておるといふような状況でございます。あるいはまた、双眼鏡の品種が非常に多様化してまいつておるといふふうな、品質の向上が現実に見られておるわけでございます。それから、輸出につきましても、家庭用ミシン

あるいはまた双眼鏡につきましても着実に伸びたしております。もちろんこれは、他の機械類の伸びが非常に大きな伸び方を示しておりますのに比しますと、それほど大きな伸びというわけにはまいらないわけでございますけれども、たとえばミシンにつきましては約二倍、それから双眼鏡につきましては約六割増というふうな伸び方でございます。

と同時にまた、こういう法律をバックにいたしまして、業界の体制、特にこの法制定当時心配されておりました国際市場は、いわばこの業界にとりましてはめくら貿易の状況であつたわけでございますけれども、昨今におきましては、ミシンにつきまして製造業者から輸出業者へ、そしてまた外国の輸入業者へというふうな点がきわめて秩序化されておるわけでございます。安定した市場に秩序よく輸出する、こういう体制が出てまいりましたし、あるいはまた業界内部のグループ化と申しますか、ミシンにつきましての集約化、あるいはまた双眼鏡につきまして全国八事業協同組合への集約化というふうな業界の体制の整備も、この法律をバックにいたしまして着々と進展いたしております状況でございます。

○石川委員 まあ私もその成果はそれなりに評価いたします。過当競争の防止という点、業界の内部体制も整備ができたという点、これはこの法律が相当あつた力があるのじゃないかと思ひますけれども、それだけにこの法律の廃止された後に再び過当競争あるいは品質の低下といったものが出るようなおそれがあるのかどうか。あるいはそういうおそれがあるという場合には、輸出取引法あるいは中小企業近代化促進法というふうなもので対処をするということにはなるのかどうやうなものでしょうけれども、それだけで十分なのかどうか。この法律が廃止された後に、ミシンのほうでは日本家庭用ミシン工業会、あるいは双眼鏡のほうでは日本輸出双眼鏡協同組合連合会というふうなものがある。いままでの輸出振興事業協会というものがかわつて継承団体として残るといふようなことは明

らかにされておるわけでありませうけれども、過当競争の心配をそれだけでいふまでも同じように食いとめることができるのかどうか、品質の低下というものが起こらないで済むかどうかという一まつの不安がないでもない。

それから、これは中小企業の団体だけが入つておるわけでございます。たとえば双眼鏡などは旭光学とか日本光学というふうな大メーカーが入つておらない。したがつて、いままで非常に調整がうまくいっておつたものが、この法律を廃止することによつて、大企業が出て中小企業が脱落をする、設備の調整関係なんかの規定も廃止になるというふうなこともありませうので、そういう点、一まつの不安がないでもない。この点をどうお考えになつておるかちよつと伺いたい。

○吉光政府委員 二点御質問いただいたわけでございますけれども、最初のほうの、この法律が廃止された後に、過去に繰り返した過当競争がさらに同じような形で繰り返される心配はないであらうかどうかという御質問でございます。先ほどお答え申し上げましたように、この法律の施行の過程におきまして、ミシン業界あるいは双眼鏡業界におきまして、それぞれ集約化、グループ化等が行なわれ、業界の体制はほぼ整つたものだというふうなことは私どもは理解しておるわけでございます。その成果として、かつてありましたような輸出市場におきまして過当競争というふうなものもだんだんなくなつてまいりましたし、そしてまた国内におきましてもいろいろな事業、これらは主として輸出品でございますので、輸出市場における過当競争が問題になるわけでございますけれども、国内における体制もだんだん整備されてまいつておりまして、この段階でこの法律が廃止されましても、十年前にございましたやうな苛烈な過当競争というふうなものが出てまいる心配はないものだというふうな判断をいたしておるわけでございます。

それから第二の大企業と中小企業との関連でございます。確かにこのアセンブラーメーカーの中

に大手企業もございませうし、また中小企業もございませう。これは家庭用ミシンの場合と双眼鏡の場合に比べてそれぞれ違った面はございませうけれども、やはり大企業が核となつてグループ化が進んでおるもの、これはミシンの場合でございますが、そのほかに、さらにまた中小企業だけでグループ化を進めておるもの、そういうふうなもの、この二つのグループに分けることが可能だと思つておるわけでございます。現状におきましては、現にございませう輸出取引法の運用あるいはまた中小企業関係につきましては中小企業団体法の運用、この二つの法律を柱にいたしまして適切な措置がとられてまいるならば、このような特例措置を設けなくとも、他の企業並みに秩序よくやつていけるものだというふうな判断をいたしております。

○石川委員 それで、具体的に、たとえばいままでの法律でありますと、調整命令によりまして新規参入を禁止するというのができたし、それから設備の調整関係の規定というものもいままでの法律にはあるわけでございますけれども、これも廃止になるといふようなことで、具体的にどう対処するかという点でひとつ伺ひたいのです。

○吉光政府委員 現在の機械の輸出の振興に関する法律でございますけれども、これはすでに御承知のように現在ございませう輸出取引法あるいはまた中小企業団体法、協同組合法等に対する一つの特例措置を家庭用ミシン業界及び双眼鏡業界について設定いたしましたものでございませう。したがつて、こういう業界がすみやかに他の業界と同じように団体法あるいはまた輸出取引法の普通にごさいませう体制の中で秩序よく発展してまいるといふことが一番必要なわけでございます。この法律の施行過程を通じて、先ほどお答え申し上げましたやうに、家庭用ミシンにつきましては取引秩序がきわめて安定的になつてまいりました。したがつて、この法律を廃止いたしましても、そういう意味からの輸出市場での不当な競争というふうなことは起こり得ないものだという

ふうに私どもは判断いたしておるわけでございます。

御質問の設備調整問題等につきましても、これは特に多額の設備投資を伴わないで事業ができるというところに特徴がございましたので、団体の設備調整命令以外の形で一つの強い規制措置が講じられておったわけでございますけれども、特に双眼鏡等につきましては八事業協同組合が結成され、また双眼鏡関連業界との体制整備協議会というふうなものも結成され、自主的に企業内部でそれぞれ話し合いをしまして、自主的に企業内部でもだんだんと充実してまいっております。したがって、いまこの段階でこれを廃止いたしましても、そういう点からの業界秩序がにわかにくずれ去るというふうなことはならないのではないかと、このように判断いたしております。

○石川委員 それからあと一つ、先ほど御説明がありましたように、たいへん輸出品の合格率も上がり、輸出も大いに伸びたというような成果があるわけでありましても、輸出振興事業協会というものはいままで市場調査あるいは製品のPRというふうなものを直接やっておったわけでございますが、今度はジェトロのニューヨーク、ロンドン、バンコク、ジュネーヴ、ヘルシンキ、このように置いてある軽機械センターを通じて行なうことになるわけでありましても、この軽機械センターというのは、先ほどもちょっと申し上げましたように、時計とか事務機械とか顕微鏡、テープレコーダー、こういうものが十種類ばかり含まれておるわけでございます。いままではこの二つについては個々の団体がそれぞれ双眼鏡、ミシンというものについて特に力を入れておったわけでありましても、このジェトロの軽機械センターの中に統合することによってその力が弱められはしないかという懸念なしとしないわけでありましても、その点はどうお考えになっておりますか。

○吉光政府委員 この法律に基づきますところの輸出振興事業協会でございませうけれども、この輸出振興事業協会が特殊な法人としてこの法律に基

づきまして設けられました一番大きな理由は財源対策にあったわけでございます。この現行法にも規定してございませうに、輸出したメーカーは輸出の一定割合につきまして強制的に振興事業協会に負担金を納付する、こういう制度があつたわけでございます。要するに強制的に負担金を徴収することによりまして輸出振興事業を伸ばしてまいる、こういう構想であつたわけでございます。そして輸出振興事業協会の海外ブランチといったしましては、ジェトロを通じて、いまお話のございましたような他の品種と一緒に軽機械センターというものを在外四カ所に設けておったわけでございます。したがって、今後この法律が廃止されて変わります点は国内の機構でございます。国内の機構が、この法律に基づいて設けられておりましたミシンあるいは双眼鏡につきましても、輸出振興事業協会が廃止されまして、それにかわるものとしたしまして、ミシンにつきましては日本家庭用ミシンの協会、それから双眼鏡につきましてはやはり事業協同組合の連合会としてこの国内における仕事を承継いたしますと同時に、海外の軽機械センターにつきましても従来どおりこれを存置いたしまして、従来と同じ活動方式で活動してまいるということになるわけでございます。過去におきまして強制的に負担金としてとつておりました納付金制度というものは、この法律の廃止に伴つてなくなりまして、あとは業界内における任意拠出というふうな形で事業資金の一部がまかなわれるという体制になるわけでございます。したがって、この法律がなくなりまして、海外の軽機械センター等を通ずる輸出振興業務はそれぞれ他の団体に引き継がれ、従前どおりの活動を続けてまいる、こういうことになっておるわけでございます。

○石川委員 それではミシンと双眼鏡について若干伺いたしたのでありますが、ミシンはこの法を最初に十年前に制定をするときには百六十あったものが、法制定のときに百二十に減つておる、さらに最近では六十社に減つておる。これは概して喜ぶべき傾向ではあるかと思つておりますけれども、その百六十社もあつたものが、法制定と同時に百二十社になり、最近六十社になっておるといふことの原因、大体わかつておるのでありますけれども、その経緯というものを御説明願ひたい。

○吉光政府委員 法制定時におきまして相当数の企業の減少があるわけでありましても、結局これは、この法律を制定いたしましたときに、設備の登録基準その他のいろいろの規制を設けたわけでございます。従来こういうアセンブリーメーカーでございますし、元手がなくても商売できると申しますか、そういう地盤があつたようでございます。それまでございましたところの工業組合の数量規制を利用いたしまして、その数量ワクをワクだけもらつて、自分で生産しないで他に転売するといふふうな企業が相当数あつたものと思われまして、この制度が確立いたしましたことによりまして、そういう事業者がその登録定数相当数の企業が減少いたしておるわけでございます。いわば幽霊企業と申しますか、自分で現実に生産活動をやらないうで、数量ワクの売買で成立していた企業、いわば不健全な企業でございませうけれども、これがこの登録制度によりまして排除されたというのが法制定当時におきまして大量の事業者がなくなつた原因でございます。

それからさらに、昭和三十八年、二十八の企業が転業いたしておりますけれども、これは業界内の体制整備を進めてまいるというときに、業界内部で相談いたしまして、転業する人に対して、転業資金をお互いに融通することによつて体制整備を続けてまいつたわけでございます。それらの企業が二十八昭和三十八年にこの数から減つておるわけでございます。

したがって、そういうふうな事情が中心でございまして、この法律自身を軸にして積極的に企業をつぶしたといふふうな背景ではなくて、いま申し上げましたような事情のもとに登録事業者数が減少してまいつたというのが現状でございます。

○石川委員 ミシンの関係では、アメリカに輸出された日本のミシンが大体向こうへ行つても一〇％から安いといふようなこともあつて、アメリカ、カナダでは日本品が六〇％から占めておる。逆にシンガーがあれだけ日本の市場を風靡したわけでありましても、ペインミシンが継承しておりますが、日本のシェアは五％以下というやうなこと、非常に成長のあとと著しいと思つておるわけであります。その点先ほど若干御説明を受けたわけでありましても、この差がこの法律を廃止することを通じてかなり拡大をするのではなからうかという懸念と、あと一つ伺ひたいのでありますけれども、ヨーロッパではEECの共通通商政策としてミシンの輸入といふものを考えておるやうであります。フランス、西ドイツ、ベネ

ルックスなどは自由日本にミシンが入つておりますけれども、イタリアのはうではネッキというイタリアの中の企業を保護するといふ意味で日本製品は輸入禁止になっておる。ところがEECは、いま申し上げましたように共通通商政策として考慮をするといふ場合に、イタリア側の方向ではなくて、日本の製品が輸入制限を受けることなしに自由に輸出できるという方向にいつてもいいと思つて、そういうふうな方向で交渉しておると思つておるわけでありましても、現状と見通し等についてあわせて伺ひたいと思つておる。

○吉光政府委員 アメリカ市場におきましては日本製品のシェアは非常に高いわけでございますけれども、残念ながらアメリカに比べますとヨーロッパ諸国では非常に低いシェアになっております。低いと申しましてもまだ相当数量のものは出ておるわけでございますけれども、たとへばミシンにつきまして数量ベースで計算いたしました場合に、西独の総輸入額に對しまして四三・五％は日本品でございます。またイギリスにつきましても四四・七％が日本品でございます。また双眼鏡

につきましては、西独で約八〇%、イギリスで五六%というふうな非常に高いシェアを占めておるわけでございます。ヨーロッパの場合にこういうふうなシェアの低い原因があるわけでございますけれども、特にそれぞれの国でこういうミシンなり双眼鏡なりのメーカーの実力と申しますか、生産数量はおのずと限度がございますので、それに伴いまして日本からの輸出がふえておるわけでございますけれども、特にいま御指摘がございましたように、かつてEECで混合関税制度というふうな制度が提案されて、日本からのこういう軽機械類につきましての輸入を抑制する動きがございました。これに対処いたしましたのは、いわゆる政府でやります経済外交あるいは民間の軽機械センター、輸出振興事業協会を通ずる民間ベースでの話というふうなものでこの混合関税制度につきましてはうまく解決することができたわけでございますけれども、現にミシンにつきましてはイタリアにおきまして輸入制限がされております。それから双眼鏡につきましてはフランスにおいて輸入制限が行なわれておるわけでございます。その他の国々もそれぞれの制限があります。したがって、過去数年の間にそれぞれ輸入制限が撤廃されてまいったわけでございます。ただ、このイタリアの輸入制限をしておるといことが現在、いま御指摘がございましたようにEECの対日共通通商政策という中でどのように影響を与えていくか、非常に重要な微妙な問題でございます。したがって、イタリアにつきましては個別的な対伊交渉を通じて、過去におきましても輸入制限の撤廃につきまして善処方を要望いたしておいたわけでございますけれども、このEECの対日共通通商政策との関連におきましてもさらに強力に折衝を続けてまいりたい、このように考えるわけでありまして、また双眼鏡につきましては、現在フランスが行なっておるわけでございますけれども、このフランスにつきましても個別的な交渉を通じて——これはフランスにおきましては輸入ワットと申しますかワットを設定いたしております。

ますと同時に、このワットの運用につきまして非常に使用しにくいようないろいろな方法が加味されております。したがって、これもフランスとの個別交渉を通じて、できるだけ早い時期にこういう輸入制限を撤廃してもらいたいというふうなことを過去におきましても強調いたしておるわけでございますけれども、さらに将来におきましても、この輸入制限の自由化につきまして、他の物資との見合いの問題もございまして、強力に進めてまいりたい、このように考えるわけでございます。

○石川委員 このヨーロッパの輸入制限問題は、これだけの問題ではなくて、たいへん多岐にわたる問題でありますので、これはまとめて一応問題にしなければならぬときがあると思うのであります。双眼鏡のことで若干聞きたいのでありますけれども、これは八つの協同組合というもので百六十社を含めまして、この法案によつてかなり成果を上げておるわけでありまして、実は後進国からの追い上げ、これは非常に単純な作業という語弊があるかもしれませんが、非常に後進国でも取り組みやすい品目になっておると思うので、日本におきましても非常に零細な中小企業が多いというふうなこともそれを暗示しておると思うのであります。そういうことで、たとえば香港では宝源光学というふうなものがあることが一貫作業を行なっておるというふうなことが一つ今後のわれわれの競争に相当な脅威を与えるのではないかとというふうな懸念も含めまして、後進国からの追い上げ、特惠問題とからんで、双眼鏡の今後の対策、見通しというものについて伺いたしたいと思います。

○吉光政府委員 双眼鏡につきましては、特に香港、マカオ、台湾、韓国、これらがいわゆる発展途上国といたしまして双眼鏡の生産をあげておる国でございます。ただ、これらの国々の産品と申しますけれども、品質等に対する信頼力と申しますか、そういう点がまだ十分でございませ

いずれかといえば品質的に日本品より多少程度の落ちると申しましようか、程度の低い品物を主として生産いたしておるようでございます。また生産能力にも現在限度がございます。したがって、当面の問題といたしましては、すぐにこれらの影響が出てくるというふうには考えられないわけでございますけれども、ただ、いま御指摘の中にごございましたように、香港におきましますところの宝源光学機器金属有限公司という大きな会社がございますけれども、そこらの競争力等将来を見越しました場合、特に非常に安い労働力を使つて製品をつくつております関係上、品質的にいささか劣りはいたしますものの、やはり将来の強敵として私どもは頭のうちに描いておく必要はあらうというふうには考えるわけでございます。特にこれらの長期的な対策といたしましては、何と申しましてもやはり日本の品物、品質によつてこれらの国が簡単に追いつけないものをつくつてまいらうということが第一ではないかと思うわけでございます。そのために、いまも双眼鏡につきましてダイキャスト化の進展の問題あるいはまた非常に多種類にわたります広範な双眼鏡というふうなものが日本で開発されております。将来ともこういう方向で、高技術のもの、高性能のもの、そういうふうなもの生産をやはり重点にしていこうというところがこの低開発国対策として必要ではないかと思うわけでございます。

なお、いま特惠問題について御質問があったわけでございます。特惠問題につきましては、現在国際会議の場で、そのやり方等についてそれぞれ打ち合わせが行なわれておるわけでございますけれども、この双眼鏡につきましては、少なくとも日本に直接上陸してまいらうという意味での市場競争はあまり考えられませぬけれども、特にアメリカ市場、ヨーロッパ市場等での競争力の付与のしかたの問題といたしまして、特惠問題の成果いかんによりましては、他の市場で一部競争が出てまいるというふうなことになるわけでございます。したがって、私どもといたしましては、少なくとも

とも双眼鏡につきましては、そういう対外市場で特惠の特例となるよう努力いたしてまいりたいと考えるわけでございます。

【委員長退席、宇野委員長代理着席】

○石川委員 時間が大体来たようでありまして、非常に有効裏にこの法案が成果をあげてきたという過去の経緯から見て、これが廃止をされた後の適当な対応策、すなわち輸出入取引法あるいは中小企業団体法、輸出の関係におきましては日本家庭用ミシン工業会あるいは日本輸出双眼鏡協同組合連合会、こういったものがそれぞれ継承して万遺憾なきを期すようにしてもらいたいという希望をしまして、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○宇野委員長代理 佐野進君。

○佐野（進）委員 軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案、これについてはいま石川先生からそれぞれの立場に立つて御質問があったわけでありまして、私は重複する面を避けて、若干大臣並びに重工業局長あるいは関係者に質問をしてみたいと思ひわけでありまして、まず第一に、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案の趣旨の説明の中で、「軽機械の輸出の振興に關する法律は、輕機械製造業における過當競争を防止し、健全な輸出の伸長をはかるため」云々ということの説明がなされておるわけでありまして、この中で、輕機械製造業というものの定義を、「家庭用ミシン、双眼鏡及びこれら部品の製造業者について」云々、こういうふうに説明をなされておるわけですが、輕機械という概念から申し上げますならば、いわゆる過當競争を防止するということ、そういうような概念に当てはまる業種、こういうものは、単に家庭用ミシンや双眼鏡だけではないと思ひわけでありまして、これら業種の対象となるべき業種が、いまこの法律を廃止するといふ現時点の中において、なおどの程度想定されるのかどうか、この点、原則的な問題として御質問を申し上げたいと思ひわけでありまして、

○吉光政府委員 現行の輕機械の輸出の振興に關する法律の第二條に、輕機械の定義が規定されておるわけでございますけれども、いま御質問の中にございまして、この定義で、「輕機械」とは、小型輕量の機械、小型でしかも輕量というふうにいっておるわけでございますけれども、「小型輕量の機械」であつて、その製造業者の大部分が中小企業者であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向けに出荷されるものについて、別表で定めるものをいう」といふふうに定義されておるわけでございます。これが制定されましたときに、別表で定められましたが、家庭用ミシンと双眼鏡でございます。このように、いわば中小企業、要するに製造業者の大部分が中小企業者であり、しかもこれがアセンブル方式をもつて生産をしてまいるということ、しかもその生産された相当部分が輸出向けに出荷される、この形態に似通つております機械類というのが、実はトランジスタラジオであり、カメラであり、時計でありといふふうな、そういうふうなものが実はこれに非常によく似通つた形態を持つておつたわけでございます。したがって、これは法制定當時から御議論をいただいたわけでございますけれども、結局法制定當時におきましては、家庭用ミシンと双眼鏡というふうな二つにしばられたわけでございます。その後残りしました他の輕機械類につきまして、この指定対象とするかどうかという点についてしばしば議論が行なわれたようでございますけれども、結局、たとえば時計にいたしましても、主たる製造業者が、中小企業者が相当部分ではなくて、大企業が相当部分になっておる。あるいはトランジスタラジオ等につきましても、いわゆる低級品のトランジスタラジオは別でございまして、相当高級なトランジスタラジオになりますと、すべて大企業中心で製品が製造されておるといふふうな、実はこの二條の定義にさきかそけいかねると申しますか、適合しかねるような現状になつてまいつたわけでございます。

ます。したがって、現在残つておりますこの法律の適用対象として考慮すべきではなかつたかというように考えられる業種は、この家庭用ミシンと双眼鏡を除きましては考えられぬわけでございます。同時にまた、この法律の適用対象としてぜひともやつてもらいたいという意味での業界の積極的な発意もないままでは十年間が終つたといふのが現状でございます。この定義に相当いたしておりますものとしましては、いま申し上げました二品目のみではないかといふふうに考えるわけでございます。

○佐野(進)委員 原則的な面ですから、大臣に御質問申し上げておきます。いま局長から御説明ありましたように、輕機械の輸出の振興に關する法律については廃止すべき時期にきておるわけであり、いま廃止案が提案されておるわけであり、そこで、この法律案が提案された當時の事情に基づいて、昭和三十四年の時点で「家庭用ミシン、双眼鏡及びこれらの部品の製造業者」云々といふことで、その対象業種にきめられておるわけであり、昭和三十四年から十年たった今日の時点の中で、いま局長が説明された、第二條に示されておる定義に基づいて、輕機械業界における認識は、トランジスタであるとか時計であるとか、いろいろあるけれども、今日におけるところの認識は、いま局長の示された程度のワケ内においてすべてが定義づけられるものであるかどうか。あるいはまた、國際競争力を強化しなければならぬと大臣がかねて表明されておる今日の日本の置かれておる経済情勢の中において、輕機械といふこの定義の中に入れられるべき業種が、今日この法律を必要とする状態の中に存在しないと断言することができるといふことになる、私は相当程度——いま、やや経済界においても輸出が振興し、あるいはまた景気も上向いておるけれども、この輕機械という範疇の中に入れられてもしかるべきと思はれる業界の中において、なおこれらについて対策を必要とする業種といふものは存在するのではない

か、こういうぐあいに考えられる点があるのです。この法律が施行されて約十年たった今日、廃止される。定義の中に示された家庭用ミシンと双眼鏡は一応この対策の中において成果があつたから廃止するのだ、こゝにわたつておるけれども、法律そのものを廃止する、こゝにわたつておることは若干飛躍しておるのではないかと気がするわけ。家庭用ミシンと双眼鏡だけが輕機械ではないわけですから、そういう点では、今日の時点で廃止を提案するという点については、現状の輕機械工業界全体における情勢と関連して、ちよつと時期が尚早であるといふ認識もまた——これは附帯決議等がありますから、この附帯決議の精神に基づいてやつたのだといふことになるかもしれませんが、そういう認識は、大臣、いかがお持ちになるか、この際、次の質問を続ける上に必要でありますので、御見解を承りたいのであります。

○大平國務大臣 佐野委員のおっしゃること、一応理解できますけれども、この法律は、御案内のように、第一は、登録をやつて過當競争の道を断つて体制を整備しようといふ点が一点と、それから第二点は、輸出振興について団体を結成して振興策を講ずるといふような点にあると私も思うのでございますが、輕機械産業の体制整備、育成、こゝに大きな観点から申しますと、技術の水準にいたしまして、体制の整備にいたしまして、税制、金融その他いろいろの措置があり得るわけでございますが、この法律はいま申し上げましたような、非常に限定された振興手段を規定した法律でありまして、その限りにおきましては一応目的を達した。ただ輸出振興の面におきましては、従来の団体が自発的な振興のファンダを財源とした活動は継続するといふこととございまして、そういうことで必要にして十分じゃないかという判断でございますので、こゝにいう法律の仕組みから申しまして、このフレームをはか

る業体にそのまま当てはめて施策を必要とするものがあるかという判断になりますと、あるいはい

非常にしさいに検討するとさういふものがあるのかもしれないけれども、いま私も通産省といひましては、一般の普通の産業政策、輸出政策のたてまえでいろいろのこととはやるが、特にこゝにいう法律的手段によつて振興を考えなければならぬといふ業体はいまないとこゝに考えておるわけでございます。つまりこの法律が非常に限定された目的、手段を規定したものである、さういふものを特に必要とするものが、ほかにあなた

の言われる大きな意味の輕機械産業の中にあるかと問われるならば、まずいまのところ一応われわれとしてはほかの手段でやれるのであつて、こゝにいう手段でやる必要は特に認めない、こゝにいう判断でございます。

○佐野(進)委員 私はこの法律が制定された當時の経過はよく存じませんが、話を聞いて理解をしておるわけですが、その制定された目的が、當時における家庭用ミシン並びに双眼鏡業界の過當競争がもたらした弊害、さういふものが業界の存続ないしは外国に対する信用その他いろいろの問題を発生した、それを政府が法律として救済といふ対策を立てられたということであり、それから、名称が輕機械の輸出の振興といふ形になつても、対象業種はあらかじめ限定されておつた、さういふ意味において理解をすれば、大臣のいま説明されたような形の、その目的が達したから法律は必要でないから廃止をするといふこともい

と思ふのですが、ただしかし、輕機械の輸出振興に關する法律といふ名称と第一條の目的、第二條の定義、こゝにいうことと関連すると、いま日本の國の置かれておる輕機械工業界におけるそれぞれ持つておる問題点、果たさなければならぬ課題、それから言う、何も法律を廃止しなくても、むしろこの法律は法律としての目的を達した、その部面における役割を終つたならば新しい状態に即応するやうな法律を生かしていく努力、さういふものが現在のうちにおいて必要ではないかと、この法律の条文を読めば読むほどさういふやうに感ずるわけ。いま大臣が言われたの

は、そういうことはいまだ中で必要ないのだという説明ですけれども、法律をつくらねばならぬ止したりする——もちろんそれは一業種間のその時点の中における必要に依りて対策を立てるという問題として、その対策を立てていく上において、問題としては、やはりせつかくできた法律なんですから、広範な業種に当てはめて機械振興する、輸出の振興に關するそれぞれの対策を立ててやるという、そういう配慮はそれぞれの時点の中でやはり相当考えていかなければならぬのじゃないか。いわゆる生かすものでなくて、長期的な展望に立ってこれを生かしていく必要があるのじゃないか、私はこの廃止法案を検討する中でそういう点を強く感じたわけですが、これから質問いたしまして、その最後にその点についてさらに大臣いかがですか、こう聞いてみたいと思うわけですが、一応そういう点で質問を申し上げるというのを申し上げて重工業局長にひとつ質問を移したいと思うわけです。

そこで、いま機械工業ということについて廃止法案が出されておるわけですが、日本の機械工業全体、軽機械と限定しないで、この持つ役割というか、果たしつつある役割が日本の産業、経済にどのようなウエイトを占めているか、いわゆる重工業当局のわが国産業の中における機械工業に對してどのような措置というか対策、その一環に機械振興が存在するわけですが、機械工業全体としてどう位置づけ、どのように将来発展させていくか、現在までの発展の状況はどのようなものであったかということについて概括的にひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○吉光政府委員 機械工業は戦後非常に急速に発展をいたしておるわけでございます、付加価値額で見ても、昭和二十五年に千二百六十八億円の生産額であったわけでございますけれども、それが昭和四十年になりまして、すでに二兆八千七百十四億円というふうに、非常に飛躍的に増加いたしておるわけでございます。何と申しまして

も、機械工業は外貨の獲得率の面から申しまして、あるいは付加価値率から申しまして、国の基幹産業として、あるいは輸出産業として、わが国の将来をなすべき最も期待された産業ではないかというふうに考えられるわけでございますけれども、残念ながらわが国におきましては、船舶その他の一部の機械を除きましては、いずれかといえは歴史が浅うございまして、したがって、老朽した設備等を非常に多く使っておるというのがある状態であったわけでございます。こういう面から、機械工業全体につきましては、積極的な振興策をはかる必要があるという観点から、昭和三十一年に機械工業振興臨時措置法の制定を見るに至ったわけでございます。その後、これは三十六年、四十一年二回延長が行なわれて今日に至っておりますわけでございますけれども、このねらいをいたしておりますところは、あくまでも設備の近代化、技術の向上、あるいはまた業界秩序の整備、業界体制の整備というふうなことをねらっておるわけでございます。そのときどきの態様に應じて、あるいは貿易の自由化、あるいは最近では資本の自由化というふうな開放経済体制にふさわしい体制の骨組みをこの機械振興法を軸といたしまして展開してまいっておるわけでございます。昨年度この機械工業振興法の対象業種につきましては全面的な見直しを行ないまして、現在三十三業種がこの機械振興法の指定の対象業種になっておるわけでございます、この改定に際しましては基本計画の基本的な骨組みをいたしまして、昨年の機械工業審議会に御答申をいたしたわけでございますけれども、一方におきましては専門生産体制を強化してまいりたいことを柱とし、同時にまた企業規模等、適正生産規模をそれぞれの業種に應じて求めまして、そこから業界内の、業界全体としての集約化、グループ化への方向の新しい施策が答申されたわけでございます。そういう答申に基づきまして、現在ではすでに工作機械でございまして、油圧機械でございまして、かなりの業種につきましてグループ

化が進展しておるわけでございます、将来とも、この法律は四十五年度末までということになっておるわけでございますけれども、少なくともこの法律の有効期間中に、この法律をバックにいたしまして、そういう意味での競争力強化ということに努力してまいりたいと考えます。

○佐野(進)委員 機械振興法の運用の妙をばかて機械工業全体の発展のために努力するという意味の答弁であります、そうすると、今度の法律が輸出の振興ということ、これはもうその役割りを果たしたからということで廃案ということになるわけですが、機械工業全体として、輸出産業といいますが輸出の中に占めるウエイト、役割り、このうまいものはわが国の機械産業としてはどの程度のものがあるか。たとえばけさの新聞では二つの面が報道されておったわけですが、一つは中国向けは機械産業の輸出面においては思ったより伸びないではないかというふうな報道があったと思う、いわゆる欧米向けについては相当程度伸びは伸びる見通しだというふうな、これがまた、私もよく注意してこのところ見ておるのですが、それと併せて、そういふ新聞報道というふうなものも逆な立場で報道されたものもたびたびあるわけですが、いずれにしても、日本産業の中において機械産業の輸出面における役割り、こういうものは非常に高く評価されておるというところは、そういうふうな面からも私も知ることができるところですが、いわゆる中国と社会主義圏、あるいはまたアメリカと資本主義圏、この両方に対してどのような輸出状況になっておるのか、概略でいいです、それからひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○吉光政府委員 機械工業の輸出額でございますけれども、昭和三十四年全体の日本の輸出額が三十四億五千五百万ドルの段階のときに、機械類全般、これは船舶、その他の機械類すべて入っておりますけれども、機械類は九億五千五百万ドルであったのでございまして、昨年昭和四十三年全体は、百二十九億七千二百万ドルと伸びました段階で、機械類の伸び方は非常に大きいと思

して五十六億五千六百万ドル、これは全輸出額がこの期間に三十四年から四十三年、十年間に三七五倍伸びた段階におきまして、これをささえた大きな柱をなして、機械類は六・二四倍の伸び率を示したわけでございます、機械類の輸出が全輸出額に相当大きな比重を占め、また年々このウエイトを増してまいっておりますわけがあります。したがって、何と申しましても、基本的にこういう機械類というものが付加価値額は非常に高いものでございまして、やはり輸出産業としての中核をなすべきという産業であるというふうに考えるわけでございます。これはただし、品物別に見ました場合には、やはりそこにおのずと伸びについて差があるわけでございます、大体船舶につきましては平均値の三・七五より少し少ない三・三程度、それから自動車につきましては、もう十二倍というふうな十年間の輸出額の伸びでございます。それから広い意味での軽機械と申しましうか、ミシン、双眼鏡のほか、トランジスタラジオ、カメラ、時計、テレビその他のものを含めました広い意味での軽機械類で、これが六倍強の伸びを示しておるわけでございます。

ただ、御質問の中にありました市場別の構成をいたしまして、いわゆる共産圏とその他の国に對する輸出の伸びという御質問をいただいたわけでございますけれども、この数字はただいま手元に持っておりませんので、すぐに電話で照会いたしまして、後ほどお答えさせていただきますと思

○佐野(進)委員 それはそれでいいです。そこで、いまのように、機械工業の輸出に果たす役割りが非常に大きい、こういうふうな御説明があったわけですが、私もそういうふうな御説明があったわけでありまして、輸出に對する伸びが非常に大きいということは、同時に、いま問題になっているいわゆる資本の自由化に對してや、はり大きな影響を受ける、そういう業界である、こういうぐあいに判断しなければならぬと思

わけでありませう。いわゆる資本自由化に対して機械工業がどのように対応策を立ててこれに臨もうとするのかという面が、対外的な問題として、機械工業全体の置かれておる立場としては非常に重要であると同時に、もう一つは、いわゆる労働力不足というか、人手不足の中におきながら、需要が非常に多くなりつつある段階の中で、これに対する対策、結論的に言うならば、いまはやりこのとで、省力化産業というのですか、こういうものとの取り組み、これはいま非常に大きく問題化されておるようであります。

〔宇野委員長代理退席、委員長着席〕

いわゆる私たち一般国民にとつては耳なれないことばが、耳なれないながらも、機械工業界あるいは一般産業界においてはやはり重要なウエイトを占めつつ、この問題との取り組みは避け得られない状況になりつつあるわけでありませう。こういうような資本の自由化ないし省力化、こういう原則的な問題について、これは大臣、答弁するつもりはないところで答弁ということになったのではたいへん申しわけないけれども、いま輸出産業に占める非常に大きな役割、そういうものを果たしつつある機械工業の現況に対して、資本の自由化との取り組みの問題、それから日本の産業として、不可避的、避けることのできない条件下にある労働力不足をはじめ一連の産業構造変化と申しますか、そういうことに対する省力化産業、こういうものに対してどう取り組まんとするのか、この二つの面について、原則的にひとつ通産当局としての御見解をお示し願いたいと思ひます。

○大平国務大臣 佐野さんのとらえ方とはちよつと違うのですけれども、いま吉光局長からお話がありましたのは、総じて機械の輸出の伸びが顕著であったということなんでしょうが、そしてあなたは、機械産業、重軽含めまして機械産業の国際的な競争力、それから国内の労働力不足に対する対応力、そういうものについてのお尋ねでございました。私は、たとえば繊維にいたしましても、それから化学製品にいたしましても、また

素材としての鉄鋼なんか、たいへんな輸出になっておりますけれども、ほんとうの競争力は、やはり勝負は機械だと思ふのですよ。そういう意味で、機械産業だけでなくて全産業の自由化問題を考える場合において、あなたの御指摘のとおり機械の開発が最大の課題だ、そういうとらえ方をほくはしておるわけでございます。それは御同感いただけると思うのでございます。

そこで自由化の問題でございますが、これは各業種別に、自由化するかしらないか、いつするか、どういうやり方をするかというようなことをきめておるわけでございます。その場合の判断は、それそれの業種が持つておる技術水準、とりわけ機械力というものが競争にたえるかどうかといううなところを目安にしてやるわけでございます。いままで、二百四業種について第二次までに全部または半分の自由化をいたしたことは御案内のとおりでございます。今後、そういう判断を各業種に当てはめまして第三次、第四次と、どこまでやっていけるか、できるだけ多くを拾いたいというふうな考え方でいっておるわけでございます。

で、あなたの御指摘の機械産業自体の自由化でございますが、ただいままでのところ、機械法の対象になっておるものについてはまだ自由化しておりませんで、いろいろ検討しておるところでございます。いまして、問題は、私が申し上げましたように、要するにすべての産業に共通の問題として機械問題を取り上げなければいけぬという認識に立ちまして、自由化の問題も、したがってまた国内の省力化の問題も、省力化設備、労働力の不足に対応したやり方につきましても、そこに焦点を合わせまして配慮してまいらうというつもりでございます。

○佐野(進)委員 私は、以上、この軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する法律案の審議についての原則的な面について質問を申し上げたわけでありませうが、以下ひとつ具体的に、法律案の内容に直接関係ございせんが、いわゆる機械産業、なかんずく軽機械を中心としたこれら産業界

における諸課題を幾つか取り上げて、この法律案の趣旨が中小企業と限定されておりますので、特に中小企業問題をからめながら何点か質問をしてみたいと思ふわけでありませう。

いま大臣の御説明にもありましたように、機械産業はもちろんでありますが、中小企業としての立場からいまの現存する課題を取り上げてみると、一番大きな問題は、何と云つても労働力不足に対する対策、いわゆる機械という面から見たとき、中小企業の当面する課題の中で一番深刻な問題は労働力不足の問題があると思ふのであります。

それからもう一つは、輸出の振興という面から見た場合においては、いわゆる低関税国の追い上げ、この二つの面は中小企業問題を論ずる際避け得ない課題だと思ふのです。もちろん金融、税制、その他いろいろありますが、きょうの課題とは直接関係はございませんから……私は、したがってこの二つの課題をどう処理するのかということ、きょうのその目的が達したから法律をもう廃止するんだと言われた家庭用ミシンと双眼鏡業界、こういう業界以外にも対策を立てなければならぬ業界があるのではないかと……こういうことを冒頭御質問を申し上げたのです。

が、そういうような面から見た場合、いわゆる労働力不足の問題や低関税国の追い上げ、いうならばこの対策、こういう面から、この法律の中でどう処理しなければならぬかというふうな問題点について質問をしてみたいと思ふわけでありませうが、原則的に労働力不足の面とこの低関税国の対策、競合業種といひますか、そういう対策について通産当局は、特に中小企業対策の見地から機械産業を中心としてどのような対策をお持ちになっておるか、原則的な面についてひとつ局長のほうから御説明願ひたいと思ひます。

○吉光政府委員 いろいろとからみ合いが出てまいる御質問だと思ふわけでございますが、労働力不足問題に関連いたしましては、何と申しましても、機械工業はいろいろといえ他業種に比べてまして労働集約的な面が多いわけでございます。

したがいまして、先ほどの御質問にもございましたように、まず機械工業自身が省力化設備を自分で導入しなければならぬ、こういう問題が一つあるかと思ふわけでございます。もちろん、機械工業は非常に広範な面にわたつておりますので、それぞれの業種、業態に際しまして持ち込む設備等につきましても特徴があるかと思ふわけでございます。ですから、何と申しましても、製造工程の中におきます自動化の問題あるいは連続化の問題、手つとり早いところから申し上げますれば、そういうふうなことにございまして、できるだけそれにふさわしい、機械工業はまたそれを生産しなければならぬ立場にもあるわけでございます。

けれども、そういういわゆる省力機械といわれておりますような装置につきまして、たとえば農業を機械化してまいる、そういう意味での自動耕うん機等につきましても技術的進歩は相当進んでおるといふふうに考えるわけでございます。それから、これは他の分野での話でございます。また、NC工作機械等につきましても、だんだんと国産化できるようになりましたし、また需要もだんだんと旺盛になりつつあります。こういうふうな省力化機械をまずい技術で生産する体制を整えること、そしてまたそれを採用できるような条件を与えてやること、こういうふうなことが一番必要になってまいるのではないかと申すわけでございます。ただ、この労働力不足の問題に関連いたしまして、長期的に見ました場合に、場合によつてはある部品の一部が海外の低関税国等の豊富な労働力を利用できないかどうか、もちろんこれは長期的な問題でございます。すなわちどうしようというところでなく、利用いたした場合には、逆にこれが日本に上陸してまいって、日本の中小企業に相当の圧迫を与えるというふうなことも反面考慮しなければならぬ問題でございます。日本の企業自身の対抗力というふうなものを、いまの機械法を中心とした観点から強力にグループ化等を進めてまいりたいと思つておるわけでございますけれども、長期的にはやはりこういう国々と

の関係をどう調整してまいるかというふうなことも、政策の頭の中にはなくてはならないのではなからうかというふうに考えるわけでございます。ただ、いまの低開発国におきます追い上げに対抗するために、日本の機械工業自身も品質の高級化あるいは製造技術につきましての革新化と申しますか、そういう過程をたどらなければならないわけでございますけれども、それらの過程を一方に踏まえながら、同時にまた他方におきまして、長期的な目から見ました総合的な労働対策と申します

か、産業対策と申しますか、そういうふうな観点からも検討しなければならぬ事項もまた多く残されておるのではないかと、いうふうに考えます。

○佐野(進)委員 私、考えますということは考えることだろうと思うから、考えることがいけなしいとは言わないのだけれども、考えることよりも、やはりどう対策を立てて実行するかということが大切なことではないかと思うのです。したがって、そのことについてはもう前から、議論が中小企業問題という議論になってくると必ずずと、いっていいほど労働力不足対策をどうするのか、それにはいわゆる福祉施設をつくれとか、中小企業者が定着するような退職金制度をつくれとか、そういういろいろな問題についての指導、人を大々切にする面からする議論が何回も何回も出ておるわけです。同時に、機械の力をもつて働きやすい環境と、そういうような条件をつくり出すための、技術革新とか何というか、そういうものについて積極的に取り組む必要があるということとはわかっていても、中小企業問題について労働力不足問題を議論するときには、なかなか一緒に出てこないわけです。私は、重工業局はこれらの問題について、機械工業を振興するという面において当然十分対策を立てられておると思っておたから、いま質問を申し上げたわけですが、考えておることだけであつては足らぬと思うのです。したがって、今後中小企業における労働力問題が、単なる中小企業庁における取り組みの一つとして人を集めるということ——人を集

めるといふことだつて、實際上の問題として、これから若年労働者を集めることが非常にむずかしい状況が予見されるとき、機械力によつてそれらの面をカバーするということは必然的に必要な対策だと思ふのです。そういう面についても少し積極的な意味における御説明がいただけるものと思つておつたのですが、考えることはだれでも考へるわけですけれども、そういう点についていまだしく対策があるならば聞かしていただきたい。ないならいなくてけっこうです。

それから低開発国対策というものは、この前加藤先生が繊維問題のとき、韓国製品と日本製品とを比較して、この委員会で大臣にどちらが韓国製品であるか、日本製品であるかといつてお聞きになったとき、大臣もわからなかったですね。われわれも實際上わからないで戸惑った。ところが、それが日本の技術で向こうで生産されて、こちらへ持ってきたときには、同じような形になる。しかし、向こうはいわゆる低賃金で長時間労働、こういうことになり、かつ施設費に非常に金がかからないということになってくれば、これは競争に勝ち得ないのが当然で、そういう面においては当然機械力、わが国の持つ特殊な機械力で——この前の特許問題については技術革新ということばで言われましてけれども、そういうことが非常に重要になってくると思う。そういう面において、中小企業対策として重工業局の果たさなければならぬ役割りは、中小企業と別の立場において非常に大きいのではないかと考えて私は質問したわけなんです。もう一度局長の答弁をお聞きして次へ進みたいと思います。

○吉光政府委員　機械工業はすべての産業に対してまして機械を供給する重大な任務を負っておるわけでございます。そういう観点から、先ほどの省力化機械等につきましての問題でございますけれども、現に具体的にやっております制度といたしましては、先ほどお答え申し上げました機械工業振興臨時措置法を通じて、年間数十億の財政資金を機械工業振興のためにつぎ込んでおるわけ

でございしますけれども、同時にまた、工業技術院で持つております重要技術の研究補助金等につきましては、そういう新しい省力化のための機械の開発というものにも相当の重点を置いてもらつておるわけでございます。あるいはまた中小公庫等における融資というものも、こういう省力化機械の問題につきましては相当優先的に扱つてもらふというふうな基本的な態度で現在行政を進めておるわけでございます。

と同時に、開発されました機械類がユーザーにほんとうに利用されやすい形で利用されていくということも検討いたしておるわけでございまして、たとえばNC工作機械等につきまして、特に中小企業がこれを採用するというふうなことになるまいかと、割賦制度がうまくこの中に当てはまらぬまいかと、どうか、これは具体的なテーマとしてすでに検討を開始いたしております。もし何らかの形でこれが制度化することができれば、このNC工作機械も中小のユーザーのほうで非常に利用しやすくなるのではないかとという意味から、そういう具体的な角度から現在積極的な検討を進めてまいっております。

○佐野(進)委員　それでは次の質問に進みたいと思ふのです。

機械工業の面では局長が御説明になったような点をお聞きしておつても、いろいろな立場でそれぞれ重要な面が存在すると思ふのです。いまユーザーの話が出ましたけれども、いわゆるメーカー、ディーラー、ユーザー、こうなつていくわけですが、この流通関係についてこの際ひとつ質問をしてみたいと思ふのです。いわゆる機械産業の中で工作機械部門について問題を取り上げて質問をしてみたいと思ふのですが、日本の産業の中で、工作機械工業の現在の非常に高度化した技術と、その精密機械として果たしておる役割り、こういうものは非常に高く評価されておるし、これもまた輸出産業の中に占める役割りも非常に大きいと思ふのです。私はしかし、その占める役割りが大きいにもかかわらず、さて流通部門としてこ

の面を見たとき、いわゆる資本の自由化に對するための流通近代化が今日非常に大きな役割を持つておるにもかかわらず、工作機械産業面におけるところの流通近代化というものについての対策が十分行なわれておる、こういうぐあいには考えられないわけであります。そこで、こういう機械関係におけるメーカーと中間において取引をする商人、いわゆるディーラーとそれから一般消費者というか、購入者であるユーザーとの関係における流通機構の面に対してどのような対策を立てになつておられるか。こういう面におけるいわゆる流通部門におけるところの近代化といふか対策というものも機械産業の中においては非常に大きな意味を持つていなければならぬし、今後持つべき立場にあると思うのですが、これに対する取り組みについて御説明を願いたいと思つてです。

○吉光政府委員　御指摘のように、機械類の流通機構それぞれによりまして、それぞれメーカーの代理店あるいはまた総合商社その他、あるいは古い機械になりますとまた違ったルートというふうなことで、非常に錯綜いたしております。ただ、これらのものを一元的にどうするかという非常に困難な課題でございまして、現実の政策といたしましては、むしろ生産された機械、特に工作機械等につきましては、これがよりたやすきユーザーに利用されるということが一番先決である。同時に、それがまたユーザー業界における機械設備の更新と申しますが、新しい設備と据えかえるというふうなことにともなう問題でございまして、具体的な政府の政策といたしましては、機械類の、例の御存じのとおり賦払い保険制度というふうなものによりまして、特に中小企業の使用する機械類に重点を置きまして、いまの流通問題に對処いたしておるわけでございますけれども、問題はこれだけにとどまらず、やはりいろいろの流通面につきましては、従来の慣行、制度等があるわけでございます。これらのものを総括的に現在拾ひ上げておりまして、どういうふうな対策を講

じていくべきであるかどうかというふうなことに
つきまして、現在資料を集めておる段階でござい
まして、非常に具体的な流通対策というものを賦
払い制度以外に現在持っておらないわけござい
まして、これは積極的に検討を進めてまいりたい
と考えます。

○佐野(進)委員 積極的に検討を進めるとい
うことでありますから、一つの問題点を提起して御
質問申し上げたいと思っております。

まず第一に、今日工作機械面におけるところ
の販売の形態を見ると、いまお話しのように、メ
ーカが直接ユーザーに対して販路を開拓する、
あるいは商社等を介する場合がありすけれども、
直接販路を開拓するという形の中で、本来流通
機構として存在すべきその中間的な、いわゆる
問屋的なそういうものを介さない形の中で
工作機械を提供する、こういうような場合もある
し、あるいは既存のルートを経由した形の中でその
機能を果たしておる場合もあるし、いろいろある
わけですが、それらのことは、いま産業機械が飛
躍的にその生産が増大され、需要が増大する形
の中において、一つの混乱というか、その機能が果
たし得ない状況も幾多の面で見られておるわけ
です。そういう面について、業界に対する指導とい
うものが通産当局のほうでは比較的行なわれてい
ない。比較的行なわれることが適切であるかどう
か、全然と云っていいほど行なわれていない。し
たがって、その業界における困難というか混乱と
いうか、今日たとえ大都市がそういう機械の購入
あるいは売却等、その他いろいろの中心的条件に
あるわけですが、これが交通その他いろいろ
るな条件の中でその機能を発揮されないで、メー
カーなり大商社の圧迫の中で今日存在の基盤さ
え失われようとする条件ができておるわけであ
るわけですが、これらは流通近代化の今日、はた
してそれでいいのか悪いのかという議論になると、
いろいろ議論があるかと思うのですが、私は中小
企業対策の立場からすれば、これらの業界といえ
どもそれを存続させ、適切な指導育成をしてい

かなければならぬ。そういう指導育成する上にお
いて何が一番大切なことになって、私も工
作機械関係におけるこういう業界の実情について
研究をさせていただきました。その結果、やはり
一番問題なのは、その業界としてまとまった指
導、それを他のそれぞれの業界に対応するように
通産当局としてやはり親切に指導してやる、いわ
ゆる相談相手になってやる、こういうことが一つ
必要ではないか。

いま一つは、いわゆる独自の狭い場所の中に
いてそれぞれ店舗を張り販売を行なうという形
の中で、日進月歩の新しい機械が購入され生産さ
れるとき、それらをユーザーに対して親切に提供
してやることでございなくて、いわゆる大メー
カー、大商社等のカタログによる販売ということ
が行なわれて、いづれも不便を感じておる。した
がって、こういう面については、政府なり公共団
体のほうで特別の指導の中に、機械産業の展示
場、こういうようなものを設置する中で、新しく
生産され開発された機械は、その場所へ行くこ
とによって、ユーザーが一目にして、いわゆるカ
タログ上においてそれがわかるのでなくして、そ
の現品を見る形の中においてそれらの機械を大
都市においてつくってやるというような対策が必
要になってくるのではないかと、こういう点を二つ
目には私は考えるわけです。

もう一つは、きょうは警察庁の方が見えに
なっておりますから御見解をお聞きしたいと思
うのですが、先ほど来通産当局からそれぞれ御説明
があったとおり、機械産業が日本経済に果たして
おる役割は非常に大きい、この流通部門
において果たす役割も非常に大きいわけであ
る。ところが、この流通部門におけるところの取
扱いは、これらの問題に関しては古物商として
の鑑札を持たなければならぬ。この日進月歩の新
しい技術を取り入れた機械を販売しあるいは移動
するということをやると、古物商としての資格
を持たなければこの業に携わることができない

という何十年も前にできた規則に基づいて、機械
とは大抵古いものを販売するのであって、その古
いものを販売するということから、盗難その他が
起きたとき明らかにその事情がわかる形になっ
ていなければならぬということ鑑札が付与され
た。その鑑札を持たざる限り、この業に従事する
ことができないというふうな状態が現在あるとい
うふうに私どもは聞いておるわけですが、これは
時代にそぐわないような措置ではないか、こう思
うわけでありまして、これらの部門におけると
ころの近代化をはかる意味においても、こうい
う措置は廃止すべきである、こう考えるが、その御
見解をひとつお示し願いたいと思っております。

○吉光政府委員 工作機械につきましては流通対
策の御指摘でございます。実は木工機械につきま
しては、先般日本木工機械商業組合というふうな
ものが成立を見まして、こういう流通関係につ
きまして全国的な組織ができたわけでございます。
木工機械は、もちろんユーザーが企業である
場合もございまして、あるいはまた一般の家庭で
ある場合もあるわけでございますけれども、この
範囲によりまして、非常に消費者の層が広いと申
しますが、そういう企業でありますだけに、流通
問題についての関心が非常に高かったのだとい
うふうに感じますけれども、これは中小企業庁及び私
のほうでいろいろと御相談にあずかりながら現在
こういう全国組織ができたわけでございます。機
械類につきましても商業組合としては、最近こう
いうふうな面に関心が持たれ、同時にまた、積極
的にそういう全国組織をつくって流通の近代化を
はかってまいろうという意味で、非常に歓迎され
る傾向だと思っております。工作機
械類につきましては、またこれのいろいろな機
械類があるわけでございますけれども、そういう
ふうな組織ができるのかどうか、これは積極的に
検討してみたいと思っております。

それから第二の常設展示場でございますけれども、
残念ながら現在そういうものはないわけであ
ります。ただ東京及び大阪におきまして、工作

機械専門の見本市と申しますか、こういうものを
開いておるわけでございます。と同時に、また国
際見本市等を晴海でやる場合におきましても、工
作機械等を積極的に常設展示いたしております。
そういう見本市の場所で開催いたしております
のが現状でございます。何ぶんにもこういう機械
類の技術進歩というものは年々激しゅうござい
ます。したがって、現在のところ常設館という
ふうなものまで持っていないわけでございますけ
れども、積極的にこういう見本市に参加いたしま
して、そしてその製品を展示するというふうな意
味の努力は現在のところやっておりますわけであ
ります。さらにこれを一歩進めるといふような点
につきましては、工作機械の種類によってまたそ
れぞれいろいろ違った事情もあらうかと思われ
てございまして、そこらあたりのところをよく
検討いたしまして、常設の展示場が必要であるか
どうかというふうなことにつきまして、さらに具
体案を求めたいと考えます。

○海江田政府委員 御質問の流通過程における問
題でございますが、先ほどの御質問の中で営業の鑑
札、これはいまの法律では許可証でございますけ
れども、許可がなければ営業してはならないのは
古物を扱う業だけでございまして、したがってもし
新品を扱われるだけでございすれば、こういう
許可は必要ないわけでございます。

そこで、なぜ古物を扱う場合に許可が要るかと
いうことでございまして、これは長い間、先ほど
御指摘のあったように、犯罪予防上の必要から最
小限度の義務を課しておるということでございま
す。

そこで古物とは何かということでございます
が、これは三つございまして、一つは一度使用さ
れたことのある物品でございます。もう一つは、
使用はされてないけれども、一度使用の目的で取
引をされた物品、それから第三が、そういう物品
で若干の手入れ、これは修理加工でございます
が、それを施されたもの、大体こういうふう
になっております。したがって、先ほどの機械等

で、ずいぶん流通面に入ってきておる。総合商社におきましては、セールスエンジニアが非常に幅広い活動力が出てきた結果、その取り扱い機械の形態によりまして、流通形態も変わってきていますし、また金融措置も変わってくるという意味で、流通問題といえども、非常にいろいろな多彩な内容を持つようになるところというところは十分御承知でございましょうけれども、念のために、それだけにむずかしい問題であるということをお断り申し上げておきます。

それから公害問題でございますが、いま政府がやっておりますことは、第一は、工技院を中心にしたしまして、各方面の協力を得まして、事前の公害防止技術の開発をやらなければいかぬ、それを実用化せねばならぬ、そういう設備に対する融資、税制等の支援をやってきておるわけでございします。それと同時に、地域的に申しますと、非常に過密地帯については、直接の排出基準を設けて規制する、しかしいまから新しく工場地帯になろうとするもの、また将来そういうポテンシャルを持った地域、そういう点につきましては、総合事前調査をやりまして、もともと立地のしよっぱなから公害が起るぬようなぐあいに指導していかなければいかぬという意味で、せつかく各方面の要請にこたえて事前調査を進めておりますことは御案内のとおりでございます。

いま御指摘の零細企業の場合、非常に頭の痛い、また切実な問題でございますが、公団をつくりまして、そういうものに對する特利融資の道を開きまして、できるだけ事業者の御負担を軽減しつつ、公害防止の実をあげなければならぬという点に、もっと突き進んだ、周到な配慮が要るのではないかと思います。これは根本的には、冒頭に申しました、つまり技術の開発によりましてしよっぱなから防止を考えてまいるということもあわせて探求しながら、政府の助成措置をこまかくそろえて御心配申し上げるというふうなことでいかなくればならぬのじゃないかと私は考えております。

○佐野(進)委員 まだ何点が質問申し上げたいと思つたのですが、時間が過ぎてしまいましたから、おいでを願つてゐる建設省の方、たいへん御苦勞さまでしたが、質問する時間がありませんので、お帰りを願つてつけようです。

質問を続けてまいりましたけれども、結局、この法律を廃止するということは、その目的を達したからということ、私はこれはいいと思うのです。あとはまた相談をして結論を出すことになると思うのです。しかし、先ほど来申し上げておるとおり、機械工業の置かれておる立場、特に中小企業対策という面からすれば、この家庭用ミシンあるいは双眼鏡ということだけでなく、もっとその対象を広げて処置しなければならぬ業種も数え上げてくれば、どこどこだといわれれば、私も一つや二つ言うことができるだろうと思つて、その目的を達したから廃止するというものであればやむを得ないと思つたのですが、いずれにしても、この法律をつくり、成果をあげられた、その精神を今後も、資本の自由化あるいは低関税の追い上げ、その他いろいろな課題を持つ日本の中小企業界において、できる限りあたたい思いやりの手を差し伸べて措置することができるといふことも前提に置いて、こういうふうなことがやられ、かつ廃止されようとしているのだ、こういうぐあいに理解しておきたいと思つたのです。

私は以上の点を申し上げて、一時になりましたので、質問を終わりたいと思つた。

○大久保委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 せつかく大臣おいでの席でございますから、冒頭にひとつ要望申し上げておきたいのですが、それは、国民金融公庫の融資限度が今度三百万円から五百万円に七月一日から引き上げられます。それから中小企業金融公庫も五千万円限度に引き上げになります。これは私も長い間要望してきたことでありますから、非常にけっこうな、好ましいことであります。問題は、貸し出し限度額を引き上げたが、絶対額は動かない。

い。予算はすでにきまつてしまつた。そうなりますと、比較的零細な人が借りようとしたときに、資金額がもうない。おそらく第四・四半期ごろになると、たいへんな選別融資みたいな形になるのではないかと心配が持たれるわけでありまして、そこで、限度額を引き上げた措置に呼応して、第四・四半期ごろには当然額も財投のほうからふやすような努力をしなければならぬと思つておりますが、大臣の所見を承つておきたいと思つております。

○大平國務大臣 例年、年度末を待つまでもなく、年末金融対策として各方面の御要請にこたえて原資をふやす措置は例年やつてきたわけでございしますし、またそれだから第四・四半期がへこむというわけではなくて、第四・四半期の融資所要額は確保するように配慮してきたつもりでございします。いま御指摘の限度額が引き上げられたという新しい条件が出てきたわけでございしますから、ことしから来年にかけまして御鞭撻を頂まして、精一ぱい馬力をかけて、それに照応しただけ原資は何とか確保するように私も努力するつもりでございします。

○武藤(山)委員 というのは、大臣も御承知のように、国民金融公庫や中小公庫では四半期別に融資額を分けちゃうのです。だから三月三月三月の範囲内という融資額の絶対額がきまつておるわけですね。そこそこへ限度額が上げられれば、比較的大きいものがたくさん借りれば、零細なものも借りようとしたときには、その期別に分けておられますから、借りられぬわけですよ。だから本来ならば、どんぴしゃり言いたいのは、いまずぐ財投からふやせということをお願いしたいのです。しかしそれを言うと、大臣が、むずかしい、非常識だとおっしゃると思つたから、とにかくその四半期別に分けていくやり方自体が問題なんです。これを一応はきかないことには、選別融資をしないで貸すということは実際はできない。そこをひとつ大臣も、この限度額引き上げに呼応して業界の希望というものも十分ひとつ把握をして、そ

して検討すると言いますから、ひとつ御検討願いたいと思つた。

それから、先ほど大臣御答弁の中で、ミシンと双眼鏡は自由化はまだされていないがということですが、いつごろ完全な資本自由化にミシンや双眼鏡というのはいりそうですか。

○吉光政府委員 先ほどお答えございましたように、家庭用ミシン、双眼鏡につきましては、第一次、第二次の資本自由化の対象といたさなかつたわけでございします。と申しますのは、すでに御承知のとおり、ミシンにつきましてはシンガー、あるいは双眼鏡につきましてはツァイスその他世界的な企業があるというふうなことがあるというふうなことが前提でございまして、したがっていまして、そういうふうな世界的企業を前提にいたしました場合に、一次、二次の段階におきましては、やはり自由化するには早過ぎるというふうな判断を持つたわけでございします。ミシンにつきましては、これは家庭用のミシンに関する限りにおきましては、日本のミシンは相当世界的にも輸出されておりますし、非常に強い競争力を持つておるわけでございします。ただ工業用のミシンにつきましては、いささかまだシンガーその他のところに劣つておる点もあるわけでございまして、せつかく現在その技術力を上げるよう努力をいたしておるところでございします。したがっていまして、この現在の輸出振興に関する臨時の法律が廃止された後におきます関係業界の現実の秩序がどのようになつて安定してまいるか、その点をも見きわめながら、特に競争力の強い、たとえば家庭用ミシンというふうな競争力の強い部面等から逐次自由化してまいる。もちろんこれは法律を廃止した後の姿の業界の現実の安定の姿というものをやはり見守る必要もございします。その成果を見ながら慎重に判断してまいりたいと考えるわけでございします。

○武藤(山)委員 そうすると、まだいつごろがめどかというこの目鼻はつかない、こういう受け取り方ではよろしゅうございしますね。局長、何年度

ごろになるかは、まだここではちよつと言明でき
そうもない、こういう時期だと。ミシンの場合、
自動車の場合よりも早いですか、おそいですか。

○吉光政府委員 特に家庭用ミシンにつきま
しては、先ほどお答え申し上げたように、それぞ
れの外国市場で相当大きな輸出シェアを持つて
おるわけでございます。したがって、この中で並
べてみました場合には、家庭用ミシンはすでに相
当国際競争力がついておるといふふうに判断し
てよろしかろうかと思つておるわけですが、現在
ここで制度の切りかえがございしますので、した
がいまして、その落ちつきやあいを慎重に見守
りたいといふふうにお答え申し上げたわけでござ
います。おそろく家庭用ミシンにつきましては、そ
う大きな動きがこの法律を廃止しました直後に出
てくるというふうにも考えられませんが、相当
早い時期に自由化できるのではないかといふふう
に考えております。

○武藤(山)委員 三十分の時間しかないから、い
つというめどを切らせるのは質疑時間が惜しいか
らやめますが、次に、いま日本の国内にシンガー
とペインシンですか、提携をして生産をしてお
りますね。そのシェアはどのくらいになるのだ
か。

○吉光政府委員 現在シンガー、これはペインで
製造しましたシンガーミシンでございすけれど
も、国内の占拠率は約四・三%でございす。
○武藤(山)委員 この通産省から配った輸出額
あるいは台数の中には、当然、シンガーのミシンを
日本の国内でつくつて、それをさらにアメリカに
輸出した部分も、そのパーセンテージも含まれて
いるわけですね。大体いまのシェアの四・三%程
度、輸出に占める割合もその程度でございす
か。

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございまし
て、アメリカとの関係をちよつと心配いたしたの
でございすけれども、アメリカにも同じように
輸出されておるようでございまして、大体同じく
らしい比率だといふふうに判断していただきまし
てつこうだと思ひます。

○武藤(山)委員 この前、新聞でちらつと見たの
ですが、シンガーと日本のミシンとの何かいざこ
ざがあつて、アメリカ国内で何か日本のミシンに
対する輸入制限みたいな動き、こういう動きは目
下はどうですか。全く感知されないようになつた
のか、まだこれから輸入制限の動きが持ち上がる
ような傾向といふのは幾らか残つてゐるのかどう
か、その辺はいかがですか。

○吉光政府委員 このシンガーミシンにつきま
して、アメリカ市場では戦後ずっと長い間、むしろ
日本のミシンをアメリカ市場から追い出すといふ
ふうなところ、締め出すと申しましたところ、い
ふうな観点からいろいろな紛争が続いたわけで
ございすけれども、特にダンピング法による提訴
あるいはまた特許の侵害の訴え等が行なわれたわ
けでございすけれども、いずれもシンガー側の
不成功に終わつておるわけでございす。現在、そ
の後の状況といたしまして、イギリスのシンガー
、あるいはイタリアのシンガー会社自身、これ
が日本品に対抗できるような価格の、何と申しま
しょうか中級品のミシンをつくるというふうなこ
とに専門化したしておりますけれども、かつて行
なわれたようなダンピング提訴、あるいはまた
特許侵害事件等による訴えといふふうなもの
は、現在では全然見られておりません。

○武藤(山)委員 この輸出の伸びなり生産の伸び
をちよつと見ますと、ジグザグミシンが十年間に
金題でも五倍、台数で五倍、十年間に五倍に生産
量が伸びたわけですね。これは結局ジグザグミシ
ンといふのが優秀性がある、あるいは特許が、ほ
んど日本がジグザグミシンの特許というものは
独占をしてゐる、何かそういう特殊の事情からジ
グザグミシンといふものの生産なり輸出といふも
のがずつと伸びたのですか。

○吉光政府委員 輸出の中心が直線縫いミシンか
らジグザグミシンのほうにだんだんとウエイトが
移り変わつておるわけでございす。結局、低開
発国の製品等に対抗いたしますために、そして
また他の国々の製品に対抗いたしますために、も
や品質のいいジグザグミシンのほうに生産の
ウエイトも置かれておりますし、また輸出の重点
も置かれておるわけでございす。結局結論的に
申し上げますと、特別の特許等で独占しておると
いふ事実はないのでございすけれども、要する
に品質として価格の面につきまして競争力を十
分持つに至つておるといふことがこの輸出をだん
だんと促進いたしております最大の原因ではない
かと考えます。

○武藤(山)委員 そうしますとあれですか、発展
途上国でもジグザグミシンはすでに生産でき
る——参考になりつと聞きますが、ジグザグミシ
ン関連部門のカムや内部構造で日本が特許を持
つてゐるのはどのくらいあるのですか。それと、発
展途上国ではまだできないのかできるのか、ジグ
ザグミシンは、これはどうですか。

○吉光政府委員 発展途上国におきましては、主
として直線縫いミシンをつくつておるわけでござ
いますけれども、ジグザグの方向へ一部動き始め
ております、いわば半ジグザグと申しましたよう
か、セミジグザグミシンと申しておりますけれど
も、この一部をわずかに生産し始めておるとい
うのが現状でございまして、日本のほうの長年の歴
史と、そこで積み重ねましたところの技術開発力
と申しますか、これが相当発展途上国を上回つて
おるといふことの証左ではないかと思つてござ
います。同時に、ジグザグミシンの主たる輸出先
は、やはりアメリカあるいはヨーロッパでござ
いまして、直線縫いミシンのほうの輸出も大体さうい
うところでございすけれども、ジグザグにつきま
してもやはり主として欧米市場を中心にして輸出
されておるのが現状でございす。

○武藤(山)委員 アメリカでできるジグザグミシ
ンと日本でできるジグザグミシンでは、アメリカ
の消費者の手に渡るときに価格はどのくらい開き
がありますか。

○吉光政府委員 アメリカ市場で出回つておりま
す国内産といふのがシンガーミシンでございす
ので、シンガーミシンと、それから日本から輸出
されましたミシンの価格差でございすけれど
も、大体一割前後の価格差で日本のほうが安いよ
うでございす。

○武藤(山)委員 次に、双眼鏡の輸出額と生産額
の問題ですが、この通産省からくれた表を見る
と、双眼鏡の生産額よりも輸出額のほうが多いの
ですね。これは一体どういうわけなのか、よく理
解できない。日本じゅうでできた生産額より輸出
額のほうが多いのは一体どういうわけなのか、こ
れをちよつと説明してください。——ちよつとつ
け足しますが、皆さんのくれたこの表のページ
、これを見ると、昭和四十一年の双眼鏡の生産
金額七十八億六千六百万、輸出が百十四億四千
万、四十二年が生産が六十八億四千九百万、輸出
が九十九億五千六百万、四十三年が生産が七十八
億五百万、輸出が百十三億一千二百万、これは一
体どういうことなのかという意味がわからない。

○吉光政府委員 この資料は、実は生産のほうの
金額面でございすけれども、これは工場出荷額
で金額をはじいておるわけでございす、輸出
額になりますと、これにさらに皮のケースをつけ
まして、そうしてそれが売られるわけでござい
す。この輸出金額のほうは、工場出荷額プラス皮
ケースつきといふふうなことでございまして、こ
のウエイトが相当大きいものでございまして、こ
の輸出金額としては工場出荷額の生産額より大きい
数字が出ておるわけでございす。

○武藤(山)委員 局長、こういう資料を出すとき
に、そういうことをどこにも書いてないのだ。
「ミシンは工業統計」、それから「協会資料」こ
う書いてある。二十五億円も差があるのだ、生産額と
輸出額が。こんなのは不親切きわまる資料だね。
こういう資料は陳謝に値する。どうですか。

○吉光政府委員 私気がつきませんで非常に恐縮
でございまして。ここにはつきりと備考を入れ
て、その根拠を示すべきであつたと思ひます。

○武藤(山)委員 局長が率直に、入れるべきで
あつたという陳謝の意を表明したから、これ以上

言いませんが、私はこれを見て、輸出額のはうが生産より多いというのは何としても納得いかなかったから、これは、アメリカで何か税金でも途中でうんと取られるのか、どういふわけかなと思つて実は迷つたわけなんです。大体二十五億の差は皮ケースの金額だといふことがわかつたからこれでやめますが、双眼鏡の場合も、これはどうですか、予想として、もし資本自由化した場合に、アメリカの資本なり、よその先進国の資本が入つてくるというような可能性といふのは考えられるのですか。

○吉光政府委員 世界的企業といつたしまして、ドイツのツァイスその他のものがあるわけですが、出をすといふふうな様子はいふがえないわけですが、何ぶんにも、双眼鏡業界といふのは圧倒的に中小企業でございまして、したがいまして、この圧倒的に多い中小企業で現在八事業協同組合をつくりまして、全国八つの事業協同組合で集約化され、そしてその中の内容をいま充実にせよといふ最中ではございまして、したがいまして、やはりこれは中小企業、しかも零細企業を含めた中小企業の協同組合のグループがございまして、現に内容を充実にせよといふ過程でございまして、したがいまして、この法律が廃止された後その八事業協同組合がどういふふうな育つてまいるか、やはりそのあたりを見定めまして上で資本自由化問題を判断したいと考えておるわけではございまして、特に中小企業のうちの零細企業が圧倒的に多い、そういう業界であるといふところに、この業界のほんとうに特徴的な点もあらうかと思つたわけではございまして、したがいまして、そういう点さらに詳細に慎重に検討してまいりたいと考えてございまして。

○武蔵(山)委員 それから先は佐野委員から機械工場の省力化、近代化、労力を省く方法、こういうような提起がされておつたのでありますが、通産省の調べでは、ミシンの場合、旋盤工程が非常に多いですね。たとえばカムなんといふのは

旋盤オンリーです、ギアカムにしても。そういう工程を省力化するという場合に、目下通産省として指導する何かうまい方法といふのはあるのですか。それがあつたらひとつお示し願ひたいと思つたのです。——話がこまかくて、ちょっと局長にはこま過ぎると思つたのですが、しかしほんとうは、局長はこういうことを知つておられ、機械工場はこう近代化することが一番いいんだといふことをここ

で言えるくらいでない、ほんとうの指導はできぬと思つたのです。いつもあと追いかけている通産行政になつてしまふ。私はこの間、日野ディーゼル機械専門部門の工場見学に一人で行つてみたのです。それで感心したのは、一人で旋盤八台を見ている。ところが町工場へ行つたら、旋盤といふのは一人で大体一台、これを見て実はびっくりした。おたくでこれを一つ考案するに幾らかかりましたかと聞いたら、全部自動にするのに二千万円。確かに長期的には人件費はえらく減らせるけれども、その設備費がたいへんなんです。一切自動でデータが出るようになって、ロスができれば、失敗すればたつととまるようになっていゝ。そういうものを入れればいふ言つた旋盤の省力化もできるけれども、これは町工場の中小企業に省力化をやれ、労力対策でやれといつたて、持ちあがらぬと思つたのです。そういうものをどう中小企業に導入するかというのが私の聞きたい点なんです。局長にひとつ見解を聞かしてもらひましょう。

○吉光政府委員 工作機械の中で典型的な自動化、省力化機械として、現在NC工作機械が、相当需要も伸び始めましたし、生産力も急増いたしておるわけではございまして。ただ普通の工作機械に比べて、何ぶんにもあらかじめ準備をした人間の頭脳と申しますか、そういう準備をした上でこの工作機械を動かすのでございまして、価格の割にやはり割り高でございまして。したがいまして、一番手つとり早い普及対策は、やはりこの割に高な製品を何らか分割払いその他の手段によつて業界、特にこれは中小企業を対象にしたいと思

つけれども、に普及させるといふことではないかと思つたわけではございまして、実はそういう点に力点を置きまして、新しい来年度施策の問題といたしまして、たとえばでございまして、興長銀債の引き受け等によるそういう長期割賦資金が確保できないかどうかといふふうなことにつきまして、現在積極的に検討いたしておるところでございまして。

○武蔵(山)委員 積極的に検討しているというから、検討の結果を見て、もう一年くらい商工委員会に残つてお手並みをとつて拝見させていただきますから、ひとつ真剣に取り組んで、特に中小企業に対しては、モデルを通産省が示してやるくらいな指導性を持たぬとやはりいかぬと思つたのです。どこかモデル的な工場をほかにかちつと調べて、旋盤を五台置く、十台を一人で動かす——そういう工場が現にある。それにはこういう金がかかる、しかしそれをもう少し簡易化すればこういう方法も可能で、そういうモデルを通産省でつくつて、それを中小企業の指導の教科書に出すような、そういう努力を来年はひとつやつてもらひたいと思つたのです。せつかく検討のようですか、ひとつ期待をしております。

それからあと五分ですから、だんだんやめますが、今回、振興事業協会の廃止する、さらに登録制を廃止する、輸出競争の力は十分ある、さらに流通の混乱もない、こういうことでこの法案を廃止するといふことでありますが、従来の協会にどのくらい金が出ておるか。きのう課長に聞いたところ、年間四千万の予算です。それで実は市場調査やPRをやつてきた。この四千万のお金でやつてきた協会がなくなつた場合に、今度はどうなるのか。そうなつたら、軽機械センターで、ジェットロが半分さらに業界が半分お金を出す。幾らずつ出すのかといつたら二千万ずつ四千万ですね。軽機械センターの年間予算は四千万円。これでPRと市場調査をやつていくといふことであります。それ以外に家庭用ミシン工業会と双眼鏡協同組合はどのくらいこれから年々資金を出す予定なの

か、市場調査やPRの予算をどのくらい出すつもりか、この二つの団体が自主的に出すのは。

○吉光政府委員 現在、軽機械センターとして海外に設置されております在外施設が四カ所あるわけではありますが、この軽機械センターの運営費のうち五割はジェットロを通じて国庫補助をいたしておるわけではございまして。したがいまして、残り五割につきまして、センターに加入してあります八団体でこの経費を負担しておるわけではございまして、その八団体の輸出比率に応じておの負担率がきまつておるわけではございまして、したがいまして、ミシン関係につきましてはおおむね二千万円程度、それから双眼鏡関係はこれより少なくなると思つたわけではございまして、これをいままで振興事業協会から出しておつたわけではございまして。先ほど御指摘ございましたようなミシンにつきましては、財団法人の日本ミシン工業組合、あるいはまた双眼鏡につきましては八協同組合の連合体のほうでこれを負担いたすといふことになるわけではございまして。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、工業会や協同組合は、直接市場調査やPRは海外ではやらない。全部軽機械センターがやる。そうすると、そのセンターでやるのは、いままで協会が出していたのを、この二つの団体が直接今度は軽機械センターへ二千万円を出す、こういうことですか、今度の改正で変わるの。

○吉光政府委員 従来とも海外におきまして主たる活動は軽機械センターを通じてやつておつたわけではございまして、こちらの振興事業協会が直接海外でやるということとはまれにしかなくなつたわけではございまして。これは今後また同じことになると思つたわけではございまして、センターの職員と先方の業界で自主的に交渉します場合、たとえばEBCの混合関税問題が起きた場合、センターを中心に動きましたけれども、同時にまた、場合によりましては、本部の振興協会自身が先方に出向きまして先方と交渉するといふふうなことも行なわれたわけではございまして。おそらく今後

おきまして同じような運営方式がとられるものと思っておるわけでございます。

○武藤(山)委員 これ、ちょうどあと二分ですから、最後にします。

これからの輸出の見通しですね。大体年率何%くらいずつ成長していくという見通しを立てておるのか。当面、ここ四、五年まででしょうか、中期経済計画、それで大体見ると、どの程度伸びていくと見ていますか。それともこれからはいよいよ苦難の道で横ばいということになるのか、今後ともまだ四、五年はミシン、双眼鏡とも輸出の動向というものは年間何%くらい伸びるの、という確信が持てるのか、その辺の見通しをはっきり伺って、質問をやめたいと思います。

○吉光政府委員 ミシン、双眼鏡等につきましては低開発国からの追い上げが非常に出てまいっておるわけでございます。と同時に、これは一定の需要層をねらった追い上げが強いと思うわけでございますけれども、ともあれ、いままでいずれかと申しますと、日本の特産品に考えられておりましたこういう品物が、低開発国の追い上げのムードの中に現在乗っておるわけでございます。そういう点から考えますと、輸出の前途は、いままでのような状況では動かない、むしろもつと品質の向上、市場開拓その他に努力しなければならぬ面がきわめて多いのではないかと考えるわけでございます。ただ他方、それぞれの国の国民所得が少しずつ上がっております。国民所得が少しずつ上がるということは、需要開拓面での一つのプラスの要素でございます。そういう点から考えまして、相当けわしい前途ではございますけれども、しかし単純な横ばいではなくて、アップ率は少のうございますが、せいぜい五%を中心にした前後のアップ率で少しずつ伸びていくのではないかと考えております。

○武藤(山)委員 終わります。

○大久保委員長 次回は明二十五日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

〔参照〕

昭和四十四年六月二十日(金曜日)

商工委員打合せ

午前十一時五分開会

○大久保委員長 これより商工委員打合会を開きます。

公益事業に関する件について調査を進めます。本日は、荒川区のガス爆発事故問題について、東京瓦斯株式会社取締役副社長村井繁雄君、同常務取締役荒木太君及び帝都高速度交通営団理事市村益夫君、以上三名の方に御出席を願っております。

各位には、御多用の中を本打合会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日はそれぞれの立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、初めに村井君から十分程度の御意見を願ひ申し上げ、しかる後、各位に対し委員から質疑がありますので、さよう御了承願ひます。

○村井繁雄君 東京瓦斯の村井でございます。

去る六月十一日の未明に荒川区町屋の地下鉄工事現場においてガス爆発事故を起こしまして、周辺の方々にはおかけがをさせましたし、家屋に損傷を及ぼし、諸先生方をはじめ、皆さまに多大の御迷惑をおかけいたしましたことは、まことに申しわけなく、全くおわびを申し上げることもございせん。

今回の事故につきまして、導管の入れかえ工事における作業上の不手ぎわから生じたものでございまして、私どもの責任はまことに大きく、深く反省をいたしております。

さきの仲宿事故以来、保安体制の強化をはかってまいりましたのでございますが、今回の町屋事故にかんがみまして、これに加えて非常保安体制本部を設置いたしまして、組織を動員してその対策の

検討をいたしております。すなわち、保安に関する技術的な総点検をはじめといたしまして、社員及び工事業者の再教育、緊急時における非常体制整備等でございます。これらのうちすでに実施に移しているものもございます。

もとより、当社にとりまして、保安が万全であつてはじめて社会の皆さまから信頼を得られるものでございまして、それが会社の経営そのものであると考えているのでございます。私どもは現在全社一丸となつて真剣にこの問題に取り組んでいる最中でございます。しかし仲宿事故に引き続き、いまだたかような事故を引き起こしましたことは、当社の重大な責任でございます。重ねて心からおわびを申し上げる次第でございます。

○大久保委員長 これより質疑に入ります。佐野進君。

○佐野(進)委員 いま東京瓦斯の副社長の村井さんからおわびを申し上げるという意味における若干の経過の報告がなされたわけでありまして、実はこの商工委員会におきましても、爆発事故が起きた直後、通産省のほうから公益事業局長がこの事故の内容について当委員会に詳細なる報告をしておりました。私どもまたその内容をお聞きしておるわけでありまして、

いま、御承知だと思つておりますが、ガス事業法の一部を改正する法律案として、保安の強化並びに簡易ガス事業、こういうような内容を含む改正案が国会に提案され、私もこれに対する本会議における通産大臣の趣旨説明に対して質問をいたしておるのであります。

そういうように、近時、都市ガス事業、なかんずく家庭燃料部門における保安面あるいは供給面、そういうことについては社会的な関心が非常に高まりつつある段階の中で、板橋における事故に引き続き今回町屋における事故が発生したという、これは、公益事業に直接関係する当委員会の委員といたしまして、私どもたいへん残念に思わ

ざるを得ないし、残念に思うということだけでなく、胸の痛む思いがしてならないわけでありまして、したがって、私どもは事故を防止し、消費者に安全にして低廉なるガス、家庭燃料が供給されるためにどうしたらいいかということについて目下真剣に努力を続けておりますが、今回発生した町屋における事故については、通産当局の説明によつてその内容は知っております。さらに私どもも現地の事情等も詳しく調査して、その内容を知つておるわけですが、直接責任者であり、またいま申しわけないと言われた東京瓦斯の会社側として、この原因をどのようにとらえられておるか、技術的な面もございまして、どなたでもけっこうでございますが、ひとつ原因の内容について御説明を願ひたいと思つております。

○村井繁雄君 ただいまの件につきましては、うちの現場の責任者をしております荒木常務からお答えをしようと思つております。

○荒木太君 ただいま佐野先生から町屋事故の原因について報告するようというお話がございましたので、私、東京瓦斯の技術のほうを担当しておりますので、私から御報告申し上げます。いま、その前に、ただいま副社長が申しましたように、まことにたび重なる事故を起こしまして、技術責任者としても非常に申しわけなく思つておる次第であります。何とおわび申し上げますが、今後の対策によつて、いままでと同じような事故を起こさぬようにという決心をしておる次第でございます。

それでは、御報告をさせていただきます。先般起きた町屋の事故の現場は、この前大きな事故を起こした板橋区の仲宿の事故にかんがみまして、ちょうど地下鉄を横断したしております。鋼鉄管を鋼管に入れかえるという作業を行なつておりました。直径百ミリ—四インチでございますが、百ミリの鋼管の先端に取りつけました、われわれのほうではカップと申しますが、ふたでございますが、これを十分締めつけていない

にもかかわらず、締めつけたものと錯覚をいたしまして、次の段階としてその管の中にガスを通しましたために、そのカプのすき間からガスが漏洩いたしまして、そのガスに何らかの原因で引火、爆発したというものでございまして、まことに責任感の欠除と申しますか、こういうことによつて起きた事故でございまして、作業基準の順守態度あるいは監督体制に不満があったと申すはかたはなないのでありまして、これはたゞ一監督者とかあるいは一作業従事者という問題でなく、ガス会社全体として責任を感じている次第でございまして、ほんとうに申しわけなく、おわびを申し上げる次第でございまして、

簡単でございますが、大体そのような経過で起きた事故でございます。

○佐野(進)委員 事故が起きた直後、各新聞をはじめ報道機関から、その内容について詳しく報道せられておるわけですが、どの報道機関においての内容も、ひとしく会社当局の監督の不行き届き、こういうことについて強く指摘をしておるし、住民が激しい批判をこれに浴びせておるわけでございます。監督の不行き届きという面になりますと、いまお二方から言われたように、この前の仲宿事故におけるところのガス爆発事故は、いわゆる埋設されておったガス管が、何らかの原因によつて亀裂を生じ、その亀裂を生じ漏れたガスに、何らかの原因によつて爆発を誘発する、そういうような形の中でとうとう人命が失われた。その原因をたどれば、いろいろ責任を追及しなければならぬ面が一ぱいあるわけですが、いふならば不測の事故だといって説明をすることもまた不可能でない一面があったわけでありまして。しかし今度の場合には、そういうような見地から見ると全く工事上の手抜き、直接的な原因は、その工事をするやり方のまずさによつて今度の災害が発生した。こういうことになれば、先ほど来お話のあるように、申しわけないという低姿勢とか、お互いに責任をなすりつけるというようなかの前の条件とは違ふわけですから、私どもも事故

が起きたということについて、今後起きないという立場に立つての追及をしなければならぬけれども、会社側のいまとりつゝある態度について、それがいけないとかいけるとかいうことは、この前に比べると比較的善意に受けとめることができると思うのであります。しかし、だからといって、それが善意に受けとめられるからといって、この状態が再び発生しないという保証はどこにもないわけでありまして。

したがって、私はここで御質問を申し上げたいことは、この町屋における事故は、いまのお話のように、やるべきことをやらなかったということと、いわゆる手抜き工事だ、こういうようなことが直接的な原因であり、その直接的な原因である手抜き工事を行なつた現場責任者を、業務上重過失傷害の疑いで書類送検をしておるということと、目下検査当局でこれらについての取り調べが行なわれておる、こういうことになっておるわけでありまして、それでは、この重過失傷害罪を起した現場責任者に対する直接的な工事監督するその監督体制はどうなつていたのかということとが問題にならうかと思ふのです。その監督体制がどうなつていたのかということ、これら地下鉄工事に関連して、ガス管の入れかえ工事というものはこれからも頻発して行なわれるだろうと思ふのであります。これらの工事を行なうに際しての作業基準、どういふような基準をもつて作業を行なわさせようとしておるのか。いろいろ下請にまかしたならば、下請にまかしたその会社の独自の判断においてこれらの工事が行なわれるのかどうか、この点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○荒木豪太君 答えいたします。現場の監督体制につきましても御報告いたしますが、社内の監督立ち会ひの体制といたしましては、まず立ち会ひの基準を設けております。そうして原則としまして、当社の監督員が係長の指示に基づいて立ち会ふことになっております。また作業基準としましては、工事の命令をする場合に、その工事の内容そ

の他につきましているいろいろな指示を与えます仕様書、そうしてまた当社の作業要綱、それから道路を使用することでございますので、その道路使用の許可条件、こゝろいったようなものを十分よく認識しまして施工することを当社では義務づけておりました。こまかい点につきましては、そのつど当社の監督員と、それからその施工業者の監督員とが協議をして日々の仕事をやっていく、こゝろふうになつておりました。ただいま御説明申し上げましたように、今回の事故の原因となりまして結びつける工事でございますが、この結びつきにつきましては、三日前にこゝろふうにやるのだというのを打ち合わせが終わつておりました。そしてこれは担当係長の承認を得て実施しております。いろいろなその当日の仕事もございまして、大体火気を使う状態までの仕事が午前三時ごろに終わりました。そこでその仕事の監督に当たつておりました当社の監督員は、ちょうどたまたまその日は別の現場にもう一つ立ち会ひをしななければならぬということがございまして、これからあとで行なうべき作業の要点的指示をいたしまして、施工業者のほうの監督とかわつて現場を離れた次第であります。事故が発生しました四時ごろには当社の監督は立ち会つておりませんでした。いろいろわれわれもあとで原因の究明その他をやりましたが、事故を引き起こしたことを反省して見ますと、当社の社員の指示した内容が、業者の作業員全体に周知徹底していなかつたのではないかとこゝろふうにも考えられ、当社の監督の体制の上の不備があつたもの、こゝろふうに考えまして、われわれ先ほども申しましたように、そういう社員とかその作業員とかいふのでなく、われわれ全体が反省しなければならぬことだ、こゝろふうに考えております。この不備な点につきましては、直ちに立ち会ひの見直しということを行なひまして、現在その新しい方法によつて工事をやつておる状態でございます。

○佐野(進)委員 この際、参考人として御出席を願つておる営団の方に御質問申し上げたいと思ふのですが、仲宿事故が発生いたしました当時、これは地下鉄建設に伴うガス爆発事故であるということ、当委員会においても参考人を招致いたしました。地下鉄を建設する当事者である仲宿関係の東京都交通局の当事者に対してきびしい追及を行なつたことは、営団当局としても御承知のとおりだろうと思ふのであります。近時、地下鉄建設は首都の交通事情を打開するために最大の力を注がなければならぬ緊急事業であるということ、これは誰もが認識しておるところであります。しかしその認識しておるところと、それに伴う災害の発生ということは、当然これは大きなことであるだけに、災害が伴つて発生するということではできるだけ避けなければならぬ、こゝろふうに思ふことは、然ることであろうと思ふのであります。したがつて、当時交通局は施主として十分なる責任が果たされておつたかどうかということについて、直接的な責任がないであろうと判断された部面にとつてまできびしい追及を受けたことは、営団当局としてもよく御承知になつておられると思ふ。そういうような事故が起きておらず三月足らずの間に、また地下鉄に関連した工事としてのガス爆発事故が起きておるわけですから、これについては当然営団当局としても、東京都の交通局のとつてきつた措置と関連して万全の対策を立てられておらなければならぬ、こゝろ私どもは判断するわけですが、今度町屋における事故発生に対して、営団が具体的に関連されたガス管のそれぞれの配置その他についてこゝろふうの対策を立てられたというようなことは、私どもも寡聞にして聞いておらないわけでありまして。非常に怠慢ではないかという気さえるわけでありまして。営団当局は、これら地下鉄埋設物に対して、地下鉄工事と関連してどのような対策をとられておるのか、今回のこの事故に対してどのような措置をとられたのか、この際お伺ひしておきたいと思ふのです。

○市村益夫君 我、交通営団の建設を担当しております市村でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

過日、私どもと同じような仕事をやっております都の交通局におきまして起こした事故の内容はよく承知いたしております。それにかんがみまして、私どものほうも大体似たような工法をやっておりますので、そのガスの受け台その他については一そう念を入れて、万全の注意を払ってやるように関係方面にも指示をし、またそれに努力いたしております。

それから、今回の町屋の爆発事故につきまして、私どものほうは全部地面を掘りまして、埋設物を裸にいたしますので、その際に、今回のように管を交換しようとか、水道、下水、電気関係いろいろございまして、私どものほうは工事現場を一切責任をもって管理しております関係上、大休御承知のとおり、道路の交通の用に供するために上に鉄板が張ってございまして、あれがボルト締めになっておりますので、そのボルトをはずさなければ鉄板はずれないというように、あの鉄板をいじるときには必ず管理者のほうに連絡をとってほしいということにして、今回もガス会社のはうから連絡をいただいたのでございまして、仲宿の事故にかんがみまして、埋め戻しの前にじょうぶな鋼管にかえていただくということは、私のほうも望ましいので、それではぜひやっていたきたい。ただし、鋼板をとれば、上は一般の交通の用に供しておるのでございまして、上は第三者に危害を加えないように十分注意してもらいたい。それから鋼板のボルトははずしにいたしましても、かつてはガス会社にはずされては困るのでございまして、これは、あそこ現場は清水建設が請負っておりますが、清水建設とよく連絡をとって鉄板の取りはずしはやつてもらいたいということ念を入れて、それで、では交換けつこうですと現場のほうで交換を事前に認めた事実がございまして、それで、当日は夜中でございますし、私のほうとしては一そう重要な仕事がない

かつたので、現場付近には私どものほうの従業員はおりませんでした。しかし、あのような事故が起きました、私もすぐ報告を受けたのでございしますが、何ぶん検証が済むまでは現場に手をつけられないというお話だったのでございまして、手がつけられるようになれば、すぐに他の埋設物、あそこにはまだ電線その他の埋設物も並行して入っておりますので、それをよく注意して、修理すべきものは修理し、それから鉄板が約五百平米と申しますから、百五十坪くらい全部飛んだりずれたりしてしまいましたので、もし自動車でも落ちるような事故があったら困るということで、よく綿密に鉄板の配置がえをして厳重に取りつけて、それで交通遮断を回復しろ、こういう指示を与えまして、あの日の夕方、四時ごろと思いますが、ただいま交通が復旧しましたという報告を受けた次第でございます。

それに関連いたしまして、従来ともあのような仕事をするときには、現場を管理しております工事区に連絡をとっていただくようになっておるのでございしますが、今後は事前に書面ではっきり時刻あるいは工事の内容その他について連絡をとっていただく、口頭では困るということで、自後は書面で連絡をとって、それで私どものほうも特に関心を持って注意するというような方法をとっております。

○佐野(進)委員 この際、公益事業局長にひとつ質問しておきたいと思うので、あなたがこの前の委員会でご事故についての報告をなされておるわけでありまして、この前の仲宿事故においては、あなたの報告は、私ども委員としての立場から聞いておると、きわめて不満な点の多い報告をなされた。しかし今回のこの町屋事故に関係する報告は、公益事業局長として、私ども聞いておると、通産当局として住民の安全、いわゆる保安を確保するためにとられた措置として非常に積極的な姿勢を示したということで、いい感じを持った。なんというは適切ではないかわかりませんが、この前はど腹が立たなかったわけでありま

す。しかし腹が立たないということ、あの三月における事故に引き続いてわずか三月の間に同じような事故、考え方によってもっと何か原因が端的に把握されるような事故が起ったということについては、あなた方がガス事業法の改正に際していろいろ説明をもつて私たちに説明して、その内容があるわけですが、この文と相比較いたしますと、私どもはたいへん不満を感じざるを得ない内容が一ぱいあるわけでは、

そこで、この前の説明内容の中にもあるように、こういうことをあなたのほうではこの前説明しておるわけですか。いわゆる事故対策として、今後は、一人一人に保安の自覚が浸透していかないのと考えざるを得ないし、そういうようにしなければならぬ、こういうことをあなたのほうでは言っておるわけですが、具体的に仲宿事故以降におけるところの保安の確保について、いわゆるガス管工事に関係している御指導をなされたかかわらずにこういう事故が起きたという現在の時点において、はたしてこういう事故を絶滅するために通産当局としてはどのような措置をとることが必要か。ここにはただ抽象的に書いてあるわけでありまして、いまガス事業法の改正に関連して、出されている法案の内容以外の具体的な面にわたることになるとするが、そういう面について当然対策を立て指導されておると思うのですが、どういふ対策を立てておられるか、この際ひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、三月二十日に板橋で地下鉄工事現場において非常に大きなガス爆発事故を起こしまして、また先般六月十一日に荒川区町屋におきましてガス爆発事故を再び起こして、地域住民の方々に非常に不安を与えましたことにつきましては、まことに遺憾に存じておるわけでございます。

御指摘のように、先般のガス爆発事故に伴いまして、保安体制の強化が急務であるということ、板橋事故の直後に、東京瓦斯をはじめ地下鉄関

連工事のある名古屋、大阪の三者に対しまして口頭で厳重に注意をいたしますとともに、地下鉄工事現場のガス漏洩検査の実施並びに地下鉄工事現場におけるガス管の埋設状況調査を指示いたしました。

さらに四月一日には、全ガス事業者が他工事関係の導管防護の改善あるいは緊急出動体制の改善、他工事業者との間の連絡の方法の改善等につきまして、全ガス事業者並びに各通産局長に指示をすると同時に、他工事業者の主であります東京都あるいは営団、大阪市、名古屋市の当局に対して協力方を要請したわけでございます。

さらにその後四月七日には、ガス事業の保安強化につきまして、通産省として改善すべき事項を決定いたしました。これをガス協会並びに所管のガス事業者に対して通知をいたしたわけでございますが、対策としてきめましたことは、ガス導管防護対策会議を設けまして、導管の防護方法についての検討並びに共同審議に参加することについての技術問題の解決をはかるために二分科会を設けまして、十月末までに結論を得て、その結論に基づいて実施に移したいということを考えております。

それから日本ガス協会に対しましては、保安責任者会議を設けまして、事故例につきまして保安の不備な点につきましてそれぞれ検討して改善するということ、そしてその改善方法を徹底するということを行ないました。

それからガス事業者に対する指導監督の強化、それから通産当局の保安担当者会議を行ないまして、今後の保安についての指導監督の強化の具体的な打ち合わせを行なうということを行いました。また、ガス協会におきましては、ガス工作物技術基準委員会を設けまして、具体的な作業の技術的な基準について再検討するということを行なわしめております。

それからさらに御指摘の点でございますが、保安の確保につきましては、保安の工事に従事する各人各人が保安の必要性についての認識を十分持

急的の修理をいたしまして、完成をいたしまして土の安定するのを待つて、少なくとも原形までは直すということは私どもも覚悟しておりますし、現地の方々にもお約束しております。また過去にも原形復旧までは必ずやっておりますのでございます。ただ非常に遺憾でございますのは、音がやかましくなつたとか、あるいは商店の環境が悪くなつたので売れ行きが多少減つたとかいうような点で御要求が出た例もございますが、これはいわゆる無形の抽象的の損害なんですが、私どものものはうだけでございませんで、道路で工事いたしましたのは、他の地下鉄もございまして、電電、ガス、道路そのものの工事もございしますので、それ

につきましては現在までは遺憾ながら補償はまだいたしておりません。その他、水がかれたとか家が傾いたとかいう有形的なものは、誠意をもって、少なくとも満足いくまでは修復しているつもりでございます。

以上で大体終わります。

○本田政府委員 先般も御説明申し上げましたように、今回の事故はカップ取りつけが不完全であったということと同時に、ガスを通す際にガス漏洩の有無を確認しなかったという監督体制の不備が原因であるというふうに考えております。その意味で、今後作業手順、監督手順につきまして詳細にきめ、これを確実に実施するようにしたいと思っております。現在東京瓦斯では、その作業手順につきましては詳細な手順をきめつつございますが、この手順に従って、さらに行動するということの意味で、保安意識を明確にして、手順を確実に実行するというふうに指導してまいりたいと考えております次第でございます。

○佐野(進)委員 営団とガス会社の方に伺いたいのですが、いまの問題の前提の措置については、私も、深刻に反省せられておりますから、今後このようなことは、通産当局としても一生懸命やるということでありまして、おそろく発生しないと思うのでありますが、問題は後段のいわゆる補償問題ということになるわけです。この補償問題については、いま営団当局のほうでは、有形なものについては十分なる補償をする。しかしこの地域は非常に狭い道路を対象にして掘きく工事を行なうために、周辺に与える影響が他の工事の場合と比較すると非常に何か悪い影響が大きい。私も現場をたびたび通りますから、そういうように感じておったわけです。要すれば地下を通すというように事情がある場合においては、地上に対する補償があるわけですが、この場合補償ということもそうやらないで工事をやる。しかし狭い道路であるがゆえにどうしても傾く。その傾いたという有形的な損害に対しては補償するけれども、しかし有形的な損害でない、見えざる

苦痛とかいうか、その中で有形的な損害に転移していくような条件のあるもの、そういうような被害というものが相当存在しておるわけです。これは現実にはいまの段階で発生してないけれども、いまだから何カ月、何日という形の中において発生するかも知れない。単に騒音におけるところの苦痛というところだけでなく、発生するかも知れないというような条件が多々あるわけです。こういうような面についての配慮がある程度行なわれないと、付近住民としても、これら工事に対する協力に對しての熱意というのは非常に薄くなってくる。幸いあの地域は地下鉄がそう通っていないというところから、付近住民のこの地下鉄工事に対する協力は、他の地域に比較して非常に積極的な面があるように私は見受けておる。地盤が軟弱で条件が悪いにもかかわらず、しかしそういう面については、これらの問題とも関連して、営団当局としてもひとつ地域住民の意見を十分取り入れた形の中で、いま言われたような単なる消極的な取り組みということではなく、これらの問題に関連しながら積極的に取り組んでもらいたい。これは要望として申し上げておきます。

それから東京瓦斯のほうは、この事件が発生して以降、いわゆる仲宿問題に比較すると、比較にならないほど積極的な取り組みをされたということとを、私も地域の方々から全部聞いておりますから、よくわかっております。したがって、その誠意についてはこれを認めるにはやぶさかではございません。しかし、認めるにやぶさかではないけれども、いまだその補償その他の問題に關して万全だとは言いがたいものがあります。補償というのは消極的な面だから、これをやったからいいということにはなりませんけれども、しかしこれらについてはさらに一段と努力を続けてもらいたいと思うわけでありまして、これらに関連して、前回の委員会でも私も強く要求をいたしました仲宿における被害者に対する補償問題、これがそのまま私も報告を聞いておりませんが、どうなっておるか、この際ひとつお聞かせ願いたいと思うわけです。

○荒木豪太君 ただいま先生からおっしゃいました仲宿事故の補償の問題につきまして御報告申し上げます。

三月二十日のあの痛ましい仲宿事故は、東京瓦斯としましては非常に大きな事故と考えておりますが、この被災者の方々とお話し合ひはいたしております。家を焼失された方々の建築はすでに完了いたしました。営業の再開資金あるいは当座の費用、こういうものはそれぞれ御要求のとおりにお渡ししてございます。そして先月の下旬から下旬にかけてまして、それぞれの方が営業を開始されておられます。

またあの事故でなくなりました石井様のおにいますがおられまして、このおにいますと同じ場所でお仕事を続けられるということになりました。そのお仕事を建築させていたが、先月からおにいますがおにいますの仕事を始めておられます。補償のお話し合ひにつきましては、私も誠意をもって当たっておりますが、なくなりました石井様及びその家屋に被害を受けられました八軒の方々ににつきましては、今月上旬に損害額に関する資料がそろいまして、現在鹿島建設さんと東京都交通局さんと私どもで具体的な御回答についての検討をいたしておる段階でございます。大体今週末あるいは来週の初めにかけてまして、御遺族の方、並びに他の家屋を焼失された八軒の方に御回答を申し上げる予定になっております。いずれにいたしましても、一日も早くできるだけ円満に解決させていただくという所存でございます。

そのほかのいろいろな被災者の方々はすべて誠意をもって解決させていただいております。以上でございます。

○佐野(進)委員 時間が来たようでありまして、私の質問は終わりにしたいと思うわけでありまして、最後に締めくくりに意味においてガス

当局と営団と通産当局に対して質問をしてみたいと思うわけでありまして。

東京瓦斯については、いまいゆるガス事業法改正ということとは、簡易ガス事業をどう位置づけるかということだけでなく、近時頻発するガス災害に對して、これをどう防止するかということにも一つの大きなねらいがあることは、私もその提案の趣旨の中に盛り込まれておる内容でよく理解しておるわけですが、それにもかかわらず、そういうことが大事だ大事だといわれておるにもかかわらず、当然そういうことについては解決をすることができる範囲の問題においてこうやってガス事故が起きておるわけです。私もはいへん残念だと思っております。しかも東京瓦斯という大きな企業、いわゆる都市ガス会社の中では最大の企業である東京瓦斯の経営の中でこのような、これは仲宿と違つて、今度の場合には全く不注意といつていいような条件の中でこのような事故が起きたということとは、何といつても公益事業という名において深刻に反省してもらわなければならぬ事件だと思つております。したがって、これらいわゆる大都市における都市ガスがその事業を遂行する上に、公益事業として、こういうことを再びまたこの場であなた方に質問することがないように私どもとしては心から願うわけです。これらについて、最高責任者であるあなた方がもう再び起こさないという決意を、この前社長さんが来てそう言ったのだけれどもまた起きちゃったわけですから、それを今度は、何か注意の足りないという面においてはこの前よりもっと追及しなければならぬ内容を持つわけですね。これらについてやはりガス会社全体として、公益事業としての使命に徹してその仕事をやってもらわなければならぬわけでありまして、その決意をこの際お伺いしておきたい。その決意いかんによつては、われわれこの次審議しなければならぬガス事業法の内容の審議にあたつては、これをいろいろな角度で参考になさなければならぬので、そういう意味においてひとつ決意をお聞きしたいと思つております。

それから営団の当局者には——実はこの前、仲宿のガス爆発事故に関しては交通局当局に対してきびしい責任追及をこの委員会でもやっておるわけですが、きびしい責任追及をやったというものは、施主である営団、地下鉄建設を行なっておる営団、当時は交通局でありましたが、営団の責任は、単に地下鉄を掘ればよい、あとは下請にまかせればよい、それに関連した仕事はそれだからにやればよいということでは済まされない内容を持つと思うからこそ、そういう責任追及が交通局にはあつたわけでありました。したがって、そういう追及があつたというところは、営団当局も同じ立場にあるものとして当然、他山の石どころじゃなくて自分たちの問題として取り上げなければならなかつたにもかかわらず、あなたが先ほど言われているように、それらの工事が行なわれている場合に担当者が直接行っていないかつたという事実の中に、やはり何かよそごこのように思われて、仕事に対する責任感という緊張感が欠けておつたといわれてもしかたがないものがあるのじゃないか。これからまだまだ東京は多くの地下鉄を建設していかなければならぬ状態にあるわけでありまして、私もまた地下鉄を大いにつくっていくかなければならぬということでその政策を進めることについては推進しておるものの立場として、これから地下鉄建設に関連して、またあちらでもガスによる犠牲が出たというふうなことがあつたのでは困るわけです。そういう意味において慎重なる配慮のもとに積極的なこれら事故発生を防ぐ措置を講じてもらいたいと思うのですが、これに対するお考えを最後に聞かせておきたいと思うのです。

それから通産当局については、私はこれは法案審議の際に十分やりたいと思っておりますから、きょうはあまりやらないほうがいいと思っております。たまたまガス会社並びに営団が来ておるので、通産当局の責任を追及するという形の中でやはり関係者の注意も喚起したい、こういうような気持ちで質問をしておるわけですが、通産当局としてはこういう事故が起こるたびにどうなわ式で、こうやります、ああやりますとこうやるんですね。事故が起きない前に予測してその対策を立てるのが通産当局の立場であらうと思うのです。今度の場合においても、いろいろ対策は立てられておつたわけですが、おつたわけけれどもこういうのが出た。それは想像できない事故が起きたんだといわれればそれっきりですけれども、しかしあらゆる可能性を想定して対策に万全を期し、指導するのが、公益事業局として果たさなければならぬ責任だと思ふ。そういう面から言えば通産当局というのは、業者を育成するほうに熱意があつて、消費者の利益を守るほうには熱意がないんだというふうな、この前はそういう追及も行なわれました。今度はそのような姿勢も若干示されておりますけれども、今度の事件を契機にして、今後これらの事件に対応する対策をどう措置されるか、先ほど説明した以上に、基本的な原則、腹がまえだけでもつけようですから、公益事業局長の見解をここで聞かせ願いたい。以上、御見解を承つて私の質問を終わりたいと思います。

○村井繁雄君 今後の会社の決意ということについてお話がございました。このたびの事故につきましては、前から御説明申し上げましたように、作業基準を適確に守り、監督体制がしっかり進んでいけば起こらなかつた事故でございまして、このことは、しっかりと守れなかつたということ、まさに責任觀念の欠除でございまして、この点につきましては社長以下会社全員が心を改めて、一作業員、一従業員という問題でなしに、会社全体として責任觀念をこの際もう一ぺん考え直して、心を引き締めてやる所存でございまして、心を引きました。以上、会社の決意を申し述べさせていただきます。

○市村益夫君 ただいまの御忠告まことにごもつともでございます。ただいま仰せのとおり東京の地下鉄は、まだまだこれから工事を続ける計画でございますので、ただいまの御忠告の旨をよく体しまして、一そう細心の注意を払いまして、事故の絶滅を期する覚悟でございます。御指摘のうちに、公益事業として危険なガスの供給を行なうという事業の性質から申しまして、保安の確保がきわめて重要な項目になっております。そういう意味で今回のガス事業法の改正の一つの柱として、保安規制の強化を御審議願うことにいたしました。ありますが、内容はいづれまた後の機会に御審議願いたいと思ひますが、おっしゃる通りに保安の確保については最も大事だとわれわれ考えておりますのは、従業員の各人各人が保安の必要性についての認識を基礎にしまして行動するということがあろうと思ひます。そういう意味で保安意識の高揚というものを徹底したいということ、各社に教育計画の提出を求め、その実行を求めているわけでございます。今後は、まだ計画を実施に移しつつある段階でございますが、その成果を十分にあげるように指導してまいりたいというふうに存する次第でございまして、

それから、これは下請が作業中であつて事故を起した、その点では下請に責任を全面的に持たせるといふことよりも、これは会社自体の監督体制の不備なんだ、あけて会社の責任というものを痛感しておられる、そういう意味の御答弁があつた。私はそれはそれでよろしいと思うのだけれども、ところが、空気を抜いて、ガスが充満する、そういうカプを締めておるか締めてないかというふうなことは、当然常識として会社がそういう要点点を点検をする、これでオーライという形でガスを通す、こういうことでなければならぬと思ふのです。それをやらなかつた、そういう爆発を引き起こした、こういうことです。だから、いろいろ保安体制をどうするか、保安体制の中に監督体制というものがあつたけれども、そういう監督体制について不備があつたのだから、これをこう補つていかなければならぬというふうなことでなくて、きわめて常識的なことをやらないで、おつたということなんだから、その点に對

なるんだと思うんですが、そのカプを締めてなかつたというんですね。ところが警察の調べによると、麻を巻かなければならぬ、その麻を巻いてなかつた。これは新聞の報道によると、手抜き工事だというふうなことをいっておるようですけれども、手抜きであつたかどうかということ、これは麻を巻くくらいのこと、そのことによる利益なんというところは、そのことによるから、私は特別に手抜きだつたというふうには思われない。だからきわめて重大な過失をおかしたんだというふうに思つておるんです。先ほど、監督は他の現場に行つて、その爆発が起つた時点ではいなくなつたと言ふ。そこで夜間工事というものは、これはお互いからだも疲れる。また夜間であるからなおさら目が届かないという点もあるわけだ。だから、その監督体制というものは昼間以上に夜間は強めていかなければならぬということだ。そういう意味のいわゆる監督体制は昼夜間の関係ではどうしておるのかということをお尋ねしなければならぬということですね。

してどうお考えになっておられるのかということですよ。

それから、前回もあいつた大きな事故を引きおこした。だから会社の責任者をはじめとして処分をもちろんなしななければならないのだが、そういった点はどうしておられるのか。今回のことについて、私がいま申し上げたようなきわめて重大な過失を引き起こしたのだが、これに対してはどのような処分をしなければならぬとお考えになっておられるか。まずそれらの点について考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

○村井繁雄君 お答え申し上げます。ただいま御指摘がございましたように、今度の事故につきましましては作業基準そのもの、監督体制そのものの見直しより前に、当然やらなければならないものがやつてなかつたという事態でございます。この時点につきましましては、実は先ほど申し上げましたように、会社全員が責任観念もない、自分の当然やるべきことをやつていないという状況であると考へますので、社員全員がその面につきましまして、今後はしっかりと緊張をするという方向の教育づけをいたしたいと考えております。

処分につきましては、これは申しわけない話でございますが、実はその後の体制づくりを急ぎまして、処分はあと回しになっておりますが、この点につきましても、相当広範囲に処分はしていかなければならないと思つております。

○中村(重)委員 横浜の飛鳥田市長は、工業用水を飲料水ということで飲ましておつた、その責任を感じて一カ月分の給与の五〇〇をみずからカットした、そういう処分をやられた、電光石火ですね。この前の板橋の事件に対してはまだ処分すらやつていない、そして今回の事故を引き起こした。しかも今度の事故は、板橋の場合の事故とたいへん違つたところがある。やるべきことをやつていなかったということ、これは私が申し上げたように常識だ。ともかくカップを締めておるか締めておらぬか、麻を巻いておるか巻いておらぬ

か、これを下請がやつて、会社自体の監督が行つてそれを点検するというのはあたりまえじゃありませんか。まず監督体制なんというものは、もっと高度な形にのびていけるあるだろと思ふ。しかしガスを通すときにカップを締めていなかったというところは、早く言えば、栓を通さないで何か管に水を入れたりガスを通したりする、そうすると抜けてしまふということはあるまいか。私に話でしよう。だからその責任というものはきわめて私は重大だと思ふのです。これはむづかしいことではないです。下請の責任はもちろんだらうが、これは下請が当然やらなければならぬ仕事だけれども、むしろそういうポイントポイントは会社みずからやる、そのくらいのかまえてなければならぬと思ふ。そういう意味で今回の事故というものは、下請の責任はもちろんだらうが、それならないけれども、おまえはけしからぬから作業量をカットしていく——増田組というのですか、これは三百人ぐらゐの従業員をかかえて、あなたのとこに九〇％か九五％が依存している。おそろく千名以下の人たちがこれで生活をしているのだらうと思ふ。だから、いたづらに処分という意味で、おまえのほうはけしからぬから作業量を減していくのだ、そういうような形の処分をすべきではない。今回の事故はもう簡単明瞭、会社の幹部の人たちその他監督体制の立場にある人、そういう方がみずから重大な反省をやつて、そうしてこの後再びそのような弛緩したやり方、これはもう不備ということよりも職務怠慢である、体制が弛緩してまふ。私はどこかに欠陥があるのだらうと思ふ。そういう点に対してどう考えておりますか。

○村井繁雄君 仰せのとおり、今度の事故に関しましては、下請工事云々の問題でございませんで、会社全体として、おっしゃるとおり緊張を欠いているものがあるということは、われわれも深く反省をしております。したがらしまして、その点につきまして今後十分な反省をし、教育面に力を入れたいと思つております。

○大久保委員長 塚本三郎君。○塚本委員 関連いたしましたして一、二点お尋ねいたします。

実は、私、この前の板橋の事故の際に現地を視察いたしました。そして今回のこの事故を拝見いたしましたして、またやつたという感じがいたしましたわけだ、このことはおそろく私以上に、本日恐縮しておいでになる会社の皆さま方は、よけいその気持ちが強かつただらうと思ふわけだ。私はこの事故の経緯を見まして、実は地下鉄工事に対する危険度から、鋼鉄管が埋没されておつたのを鋼管に入れかえた、このことは前向きな姿勢として大きく評価していくべきだと思つております。しかしそれがために事故になつてしまつた。逆に言うなら、ほつておけばこんなことがなかつたのではないかとということも言われるのです。だからそういう意味で、私はこの問題に関する限り、強く責めることは差し控えてみたい、前向きの姿勢に大きく期待してみたいと思つております。これがために会社側が萎縮をしまつたのではかえつて困ると私は思つております。特に最近、ガスの発生いたしました製鉄会社や製鋼会社等、いわゆる設備産業で十分万全の措置をとる得る工場内においても爆発事故が頻発をしておるわけでございます。にもかかわらず、このガス、特に都市ガス等におきましては、交通ひんばんな道路で、しかも夜中に、上を車が通つておつて、そうして下では徹夜の作業が続けられておるといふ、これはきわめて困難な作業だ。一般のそういう設備産業の中においてすらも実は事故が頻発しておるとき、全く同じような作業が最悪の都市の交通の道路の下で行なわれておるといふことであります。私はそういう意味で会社の立場に立つても同情申し上げなければならぬと思ふのです。しかし、そのことは事故責任をどうしてもいいということでないと思ふわけだ。だからこれに対して積極的に取り組んでおるときに、ただ観念的に恐縮しておりますとすというふうなお話が副社長からありましたが、

もっと市民の期待いたしますのは、これから前向きに具体的にどうするかということが——おそろく会社がこういう困難なことに携わつておるといふことはもうほとんど都民も認識しておると思ふのです。だからその困難な立場に立つて具体的にどうするか。この事故を契機としてこうするような方策をきめましたというふうなことがありましたら、特徴的なものを二、三会社側から説明していただきたいと思ふわけだ。

○荒木泰太君 ただいま先生からたいへん御激励やいろいろの点につきましてのおことばをいただきました。ありがとうございます。

われわれは、もちろんこの仲宿の事故以来、どうすればこの東京における夜間なり昼間のあの交通量の多いところで、しかも大工事のいろいろ行なわれている中でガスを管を守つていけるかということ、いろいろと検討に検討を重ねて今日にまいたわけでございますが、その効果の出ないうちに再びあいつた事故になりましたことは、われわれとしましては、先ほど申し上げましたように、全くわれわれの責任でございまして、この点につきましましてはわれわれもいろいろと反省をしております。次第でございまして、仲宿の事故がありましてから、まず早く行くこと、現場に早くいかなければいかぬ、そういうことで従来の緊急出動要員も二百八名を約二割増強しまして二百四十七名にいたしました。また車両も、こういう場合には車で飛んでいくということが一番の緊急事でございまして、車もそれまで五十六台使つておりましたのを八十七台にする、こういうふうにいいたしましたし、また災害が起きたときに、大きくなる可能性の多い圧力の高い高圧ガス導管線あるいはまた中庄のガス導管埋設街路、こういうところの巡回を、それまでは二週間に一回——これは大体二千キロメートルくらいございまして、二週間に一回回つておりましたが、これを仲宿の事故以来は一週間に一回全部回つて、その道路の状態とかあるいは道路の横における工事、他の工事の状態、こういうものを逐次調べまして、その調べた結果に

よりまして、係がその現場に行きましていろいろな必要な指示を与える、こういうふうなことをやっております。また下請工事の見回りとか、あるいは立ち会い基準の見直し、こういうものを見直しを行なって、カードを作成して、要点要点についてさらに強固に実施しておる次第でございます。

それから、この前の仲宿事故でも問題になりましたいろいろな防護の方法、これもたまたま通産御当局のほうの会議がございまして、そこで活発にいろいろと学者の諸先生方から議論が出ておりますが、その結論が出るまでは、われわれなりにいろいろな学識経験者に御相談申し上げて、いままでもより強固な方法をもって工事に当たっております。現場の方法はこういうふうでございますが、なおそういういろいろな監督その他の衝に当たります者についても、教育、訓練、こういうことにもいままで以上に全般的にいろいろなことを教える、というよりも、こういう工事のポイントはどこにあるか、こういうポイントは必ず調べるようにという方法によりまして教育をしてきたわけでございます。

なお、今度の事故のあと、さらにこの対策を反省いたしまして、これは本社といわず事業所といわず、とにかくわれわれ技術担当の幹部の者と事業所の者が一丸になって、そういう防護なり工事なりに当たらないければいかぬというふうにならねば感じまして、非常保安対策本部をつくりまして、私が本部長を命ぜられまして、他に会社の幹部級の技術者を動員しまして、とにかく過去のいろいろな規定とか基準を見直す。同時に、ただいま申し上げましたような、そういう監督者の教育を徹底する。と同時にそれより大切なことは、われわれが現場に行つて、現場の作業をやっている人たちと一緒に、その作業のやり方その他を研究し、また指導し、監督していく、こういう体制を打ち出して、現在すでに実行に入っている次第でございます。こういうふうな状態で、われわれはさらに前向きで事故の撲

滅、保安の維持については懸命に努力する次第でございますので、何ぶん御了承願いたいと思ひます。

○塚本委員 通産省にお尋ねいたしますが、国鉄の建設されておりましたところと交差するようなトンネルやあるいは陸橋、そういうことに對する事故というものは、それがための工事関係で事故が起つたというところはあまり聞いておりません。にもかかわらずガスの事故だけがこういう形で起つてくるということは、相當に私は検討すべきものがあるのではなからうか。私は仲宿の先般の事故のとき、実は安西社長と鹿島の社長とがその意見のやりとりをしておいでになったところを拝聴いたしておりました。国鉄の場合ですと、列車が通つていく場合、下をトンネルを掘るとかあるいは橋脚を広げるとか移動させるとか、こんな工事が行なわれまゐる場合には、常に国鉄がすべてインシヤをとつて、国鉄のいわゆる予算の中で、すべて工事は国鉄自身が責任者として行なわておる。だからこそ国鉄は全責任をとるのだという形が国鉄においては行なわれておるようでございます。幸いにして、それがいいか悪いかは別にして、たゞして、国鉄にまつわるこれらの交差するところの工事についての事故ということの問題になつたことはほとんどないわけでございます。その点、実は先回の仲宿の事故等を聞いておりますときに、埋め戻し作業に對して、これは建設会社と東京都市がタツチするので、事故の心配のあるとききそれに対する応急の措置をするだけであつて、いゝゆるガス会社自身はそれに対して監督権も十分ないし、能動的に指導することができない。もちろんそのことが事故の原因に結びつくというわけではございませんけれども、やはり国鉄の交通の問題、あるいはそれ以上にいゝゆる危険性のあるガスに對してそういうふうな万全の措置をとらせるといふふうな方策がない限り、次から次へというふうな——今度の事故は、実はこの事故と直接関係はございませんが、やはり交差する問題で事故が起きております。そういうときに安上が

りにやろうとする。そういうところからどうしてもそういう形が出てきますから、第一の原因が他者にある場合においても、ガスをくぐつたり、あるいはまたいりたり、そういうときには、ガスの設計のもとに万全の責任をとらせるような対策を講ずるといふ根本的な基本を打ち出さない限りは、事故の絶滅ははかり得ないのではないかと、こういうふうな感じがいたすわけでございます。もちろん国鉄の問題とガスの問題を同一視するわけにいきませんけれども、私はしろうとして、そんな感じがいたしますが、通産省の見解はどうでしょう。

○本田政府委員 お答えいたします。先ほども申し上げましたガス導管防護対策会議を設置いたしまして、その中にガス導管工事分科会というのを設けておりました。この分科会で導管の安全性を確保するための工事方法について、いま研究をいたしております。現在、先般のやぐら式のさきえでガス導管を防護するという方法が適正かどうかということについて基本的な考えという考え方をとつております。これがもし適当でないという事になりまゝと、他の道にたん埋設いたしまして、道路の締まつたあとでもう一べん戻すというふうな方法をとることもあり得るわけでございますが、一応御指摘のような点も含めて、ガス導管防護対策会議で現在検討いたしておる次第でございます。

○塚本委員 時間がございせんから要望だけ申し上げておきますが、列車もとめるわけにはいかない、走つておるながら工事をやっております。ガスは、ほんの瞬時に止めておけることができません、半日以上とめることはきわめてむずかしい、こういう関係でございますから、移動させたり、こういうときには、万全の措置をとらなければならぬ。ところが、どうしても安上がりにやろうとしますから、下請の下請の孫請、こういう形になつておる。しかも監督者は一人で、何カ所かで行なわれる、こういうことから起るころの事故でございます。ですから、これ

は心を引き締めて、気を引き締めて、緊張する、いろいろな会社はおつしやいますけれども、物理的にそういう形で追込まれてしまふから、やはりそういう工事をする場合、国鉄はもととして、おれたちの認可の、おれたちの予算のきめた範囲内、おれたちの工事の指令がなければ通さななんだ、こういう形がなければならない。だからこそ、その国鉄をまたいだり、あるいはくぐつたりすると、たいへん費用がかかるらしい。しかし、それがために、一度として工事にまつわる事故は起きたことがないと私は記憶しております。だから、ガスについてそうせよということも私も言うわけがございせんが、そこまで基本的な考えをみないと、安上がりに徹夜という形になりますと、どうしても下請、孫請という形から監督不十分——この前のときも、ここにおいでになる加藤先輩からお話がありましたけれども、監督一人で、その監督距離はどれくらいで、埋め戻しの車は百何十台、こんなことでは目の届くはずがないのです。結局のところ、そういうことについての基本的な問題を検討しないと事故の絶滅ははかれないんじゃないかというふうな気がいたしますので、このことは通産省に要望として十分御検討いたしたい。

最後に、私は会社のほうに、実は前回のときも緊急車の出動がおくれました。おくれたことはいろいろな事情があつたようです。しかし、バルブを操作してガスを完全に締め切るまでに、たしか二十分かつておつたはずでございます。今度の事故については、そのことは明記されておりますが、事故発生が四時、そして消火完了が四時四十九分と約五十分かつております。これでは、あまりにも消火に手間どつたということよりは、ガスの、いゝゆる燃えることですから、ガスをとめるのにやはり相當の時間がかつておるといふふうに見られるわけでありまゝ。昼間ならば、とめることによって関連する事故があるかもしれせんけれども、真夜中のことです。だから、おたくの訓練体制がとれておれば、こんな

時間はかからなくても、もっと早く消火作業ができたのじゃないか。前回も、このことは一委員も指摘されたところだと思えます。今度も五十分も消火にかかっておるといふことは、私たちがろうとにとっては解せぬことです。どうしてでしょうか。もっと早くこれを消火させる方法がなければならぬと思えます。この一点だけをお尋ねしたいと思えます。

○荒木豪太君 時間のかかりましたことは先生の御指摘のとおりでございまして、ちょうどガスの漏れましたところは、歩道に車を通すために通常使われております大きな鉄板が敷いてあるその下でございまして。したがって、その鉄板をとる、それが一枚何百キロという重さがある。それと、あの爆発によりまして、その場所にレッカーが行けないように方々の鉄板が飛びました。そういうことがあのとのおくれた原因でございまして、とにかく事故が起きて早く処置するということのために、先ほど先生がおっしゃいましたように、まずガスをとめるということが先決でございまして、われわれも、その点についてはなな

お一そ、早く行くことと、早くガスをとめることに今後とも専念いたしまして、絶えず訓練に訓練を重ねまして、御期待に沿うようにいたしたい、こういうように考えております。

○塚本委員 十分ひとつ訓練していただくように。作業を始めてから二十分もかかっておったんでは仕事にならぬという感じが私はするわけです。その点だけ強く要望申し上げまして、質問を終わります。

○大久保委員長 近江君。

○近江委員 今回の事故は、前回に引き続いてわれわれとしてもことばをどう表現していいか、事人命に関することであります。強い怒りというか、そういう押えがたい気持ちにある現在であります。

今度の事故におきましても、民家が三十軒、七人がけが、通行の車が三台吹っ飛んでおる。しかもタクシー、トラック、いかに爆発力がすごいかわ

ということとをあらわしておるわけでありました。しかも、商店街のどまん中である。もしもこれが昼であったならばどれほどの犠牲者が出ておったか、ぞっとするわけです。事が人命に関するだけなのに、われわれとしても、いままでの事故の際にも、再々事故を起こさないように、万全の対策をとるように話してきたわけです。先ほどから、ほかの委員からもいろいろな話が出ておりますので、あまり時間もありませんから、できるだけ簡単に済ませたいと思いますが、実際今回の事故の原因を見ていると、これはほんとうに怠慢としか言いようがないわけです。

そこで、これはどんなしろうとが考えてもわかるわけですが、麻肌を巻かない、あるいはボルトを手で締めておる、こういう事実を見たときに、下請で働いておるような人たちがはたしてほんとうの組の人であるかどうかということなんです。その日だけどこから寄せ集めてきた人であるかどうか、その辺ちょっとでも知識があるかどうかというのを非常に疑問を持つわけです。その辺のところを聞きたいのです。

○荒木蒙太君 お答えいたします。実際に起きた事象の原因になっているものは、ただいま先生のおっしゃいましたとおりでございます。それだけで、われわれも、あり得ないことが起きたということで、本人が警察から帰りましたからいろいろなことを聞いた上でございまして、その前に、両方端が端になっておりまして、こちらの端とこちらの端がございまして、こちらの端はきちんと所定どおりです。ところが、こちら側がいま先生御指摘のような形でガスが出たわけでございますが、本人は、五年間その会社につとめました。増田組でございまして、増田組につとめるようになってから教育を受けております。毎年配管工の教育を当社の技術員が教習所において指導してやっておりますが、そういう講習会にもすでに出席をして、いままで数多くのいろいろな仕事をしてきて、技術的にはかなり評価していいはずのものでございました。それでわれわれも、一体どういうわけで

○荒木豪太君 お答えいたします。実際に起きた事故の原因になっているものは、ただいま先生のおっしゃいましたとおりでございます。それで、われわれも、あり得ないことが起きたということで、本人が警察から帰りましたからいろいろ聞いた上でございます。その前に、両方とも、両方が端になっておりまして、こちらの端はきちんと所定ど端がございまして、こちらの端はきちんと所定ど

こういうふうになったのかというふうなことをいろいろ本人にも、別にしかるといふのではなしに、そういう状態が起きたのはどういふわけかということ、いろいろ聞いたわけですが、初めのうちは非常に興奮をしておりまして、はつきりしたことがつかめなかったのですが、だんだん冷静になりましたから、何か、自分はここで工事をやるために麻肌がなかったの、それを取りに、ちょうど地下鉄の覆工の中でございますので、上がつて、そしてそういう材料を置いているところのほうへ行って、たまたまそこにまた何かほかのちよっと自分がやったほうがいいという仕事があったので、そういう仕事をやって、そのうちにこちらですつかりやつて、上がったような錯覚をおこしたというふうにも考えられるような答弁をしておたような次第でございます、われわれとしても、あれだけの経験を持った者がどうしてそういう状態においてそういう失念をして、そしてそのままそれが自分ではこちらと同じようにきちんとしておるのだというふうな錯覚を起したのか、その原因がはつきりつかめませんが、大体そういうふうな状態であつたようでございます。いずれにいたしましても、理由のいかんを問わず、われわれのほうのチェックポイントがもう少し嚴重であつたならば、そういうのはガスを通す前に発見されたことでございますので、そういう点につきまして、われわれとしては今後一そう現場の監督というものにつきましては強化していく所存でございます。

○近江議員 多分に自分は仕事をやったという錯覚というような点もあったと思うのです。しかし、いまあなたがおっしゃったようにチェックをすれば、これは防げた事故である。こういう点から作業員自体の、一人一人のそういう自覚というか、やはり緊張した、一たん事故があれば人命に關する事故である、それに携わっておるという、そういう自覚、さらに豊富な知識、またそうしたた活動、それからまた監督体制、要するに中枢から指の先まで神経が行き届いた状態でなければこれ

からも事故というのは考えられるわけです。そういう点、いつもこれから注意をしますと言いが、いつになつたらなら、こういう事故を起こしておる。いつになつたらなら、末端神経にまでびりびりとした、そういうような体制にいくか、この点なんです。

それから高速管団ですが、あなたもそのポルトを締めるということについては、言うておった。だけれども当日は清水建設もたいした工事でもなかったのだから、おんなじじゃないですか。ポルトは締めてなかったのでしょうか、そのときは。その辺のところは徹底がちゃんとできていたのですか。

○市村益夫君 お答えいたします。私の先ほどの説明があるいは不十分だったかと思えますけれども、平素は全部ポルトでとめております。それでガスの工事をやりますときにはポルトを一応は必ずすわけてございます。それで現場の管理は清水建設がやっておりますので、ふたをあげたというところだけはこちらに連絡を受けておりますので、よく清水建設と相談してそれでポルトをはずして中で仕事をしてください、こうガス会社のはうに申し上げたとき現場のはうは言っております。ですから、はずしたのはおそらく清水建設がその部分だけはずしていると思います。

以上でございます。

○近江委員 おそらくというところに問題があると思うのですね。これだけ事故があったときに、あなたは今一回チェックして、清水建設なら清水建設のだれがその辺に立ち会ったかという辺のチェックはしていいのですか。

○市村益夫君 平素がスだけではなくて、夜中はコンクリートを打つだけでも材料を出すのでも、全部はずしてやります。もちろんはずすときは清水建設の者が立ち会っております。あとは、柵をつくりますと、そこに作業している者の責任者がその柵を管理しているわけでございます。

○近江委員 工事のときには担当の責任者はおつたのですか。

○市村益夫君 おそらく清水建設の責任者はおつたと思います。私どものほうの営団の職員はおり

○市村益夫君 おそらく清水建設の責任者はおつたと思います。私どものほうの営団の職員はおり

ませんでした。

○近江委員 おそらくとか、思いますとか、あなた方は、国会で言うことについて、今後はこうします、ああしますなどと言う。これは私たちがこゝでだけで言うてゐるのは違いますよ。これだけの事故があつたことについて、当然これが一番の根本です。地下鉄工事をやられた。直接はそのガスの工事のそういうミスによつて爆発があつたわけですから、この前の事故も地下鉄工事から起きてゐるわけですよ。そうしたならば、ガス工事等の関連についてはあらゆる注意をしなければいけない。それはあなたも通達した、それはわかりません。しかし一たん事故があつた以上は、あらゆる点において再度どうであつたかということについてのチェックはすべきじゃないですか。

○市村益夫君 先ほど申し上げましたように、今後は注意いたすつもりでございます。

○近江委員 今後今後と申して、私は今後今後というのは何回も聞いてきてゐる。これだけの犠牲者が出てゐる。もちろんことばのやりとりではそうなると思うのですが、要するに、あなた方最高首脳部の考え方が無責任だ。人の生命を何と考へてゐるのですか。こゝでだけおさる問題じゃない。人の生命は宇宙よりも重いと云はれてゐる。そういう点の注意ということにほんとうに責任を持った、そこまでやつてもらわなければ困る。だから末端にまで神経が通かなくというの、結局あなたの方の責任として自分の範囲内でやらなければならぬことだつてチェックはできてゐない。要するに問題は首脳部にある。あなた方がそこまで責任を持つてやつていくなら下までびりびり通ずる。その辺、首脳部の皆さんに自覚と決意を私は促したい。

それから、先ほど塚本さんから話がありました。爆発があつて消えるまで五十分かかつてゐる。私は昨年の事故においても、この三月の事故においても、そのことをずっと一貫して主張してきた。起こさないという体制と同時に、起きてからどうするか。万全の処置をとります。いつも同

じように時間がかかつてゐる。こんなことでは国民の不安を去ることはできませんよ。言い出せばきりがありませんからこのぐらゐでやめませんが、いづれにしても人命に關することです。人命の尊重という立場から、私も非常にことばが荒くなつて失礼なこともあつたと思ひますけれども、いづれにしても人命に關することだけに、すみませんでしでは済まないことです。今後のいろいろな対策について先ほどから発表がありました。くどいですがこれはもう聞きませんけれども、それをこゝで言うだけではなくて、ほんとうに皆さん方こゝでおっしゃつたことを下の下まで徹底して、最近営団にしてもあるいはまたガス会社にしてもほんとうに真剣に取組んでゐる、そういうことがありありとわかるような、そこまでのこれからの皆さんの態度であつてもらひたいと思ふのです。両方からその決意を聞かしてください。

○村井繁雄君 お答え申し上げます。いま仰せくださいましたとおりでございます。どうも同じことを繰り返してたいへん恐縮でございますけれども、われわれ、社長以下会社の全員が考えを改めて、みずからの職責を十分果たすという信念に燃え、そしていまお話しただきましたように、われわれの仕事は直接人命にかかわるものであるということについて、十分な自覚を持つようになつてまいりたいと思ひます。

○市村益夫君 先ほど申し上げましたとおり、今後は事故の絶滅を期して努力いたすつもりでございます。

○近江委員 これで終わりますが、公益事業局長、事故を連続して起こしてゐる。先ほどからいろいろこのように通産省としてはやつてきたと言つておるけれども、要するに一切の責任は通産省ですよ。また、その中にあつて、あなたです。いろいろといままでそうした通達等もした。いろいろな連絡会議もやつてゐる。しかしながら、現実にそれが不徹底でこういう事故が起きておるわけですから、もうくどいことは私は申し上げませんけれども、どうか今後は最高責任者として心して、言つてあるからそれでいいんだ、そうではなくて、あなた自身が現場にでもどこにでも乗り込んで、これからはあらゆる、自分としてできる精一ぱいの誠意をもつて、国民の皆さんに今後あなたの態度をもつて示してもらひたいと思ふ。こんな人命に關する事故を次々に起こしたのは責任問題ですよ。最後にあなたの決意を聞いて終わりたいと思ひます。

○本田政府委員 先ほど来御説明申し上げました対策は、目下進行中でございます。あれでわれわれは保安の体制ができたと思つておりません。今後もこの対策を進めまして、実効のあがることを確認できるように、業務監査におきまして確認いたしたいというふうに考へておる次第でございます。

○近江委員 終わります。

○大久保委員長 質疑はこの程度にとどめます。各位には御多用中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

これにて商工委員打合会を閉じます。
午後零時五十三分散会

昭和四十四年六月二十八日印刷

昭和四十四年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局